

横須賀市立田浦保育園の建て替え・民間移管に係る 新設保育園の移管法人の募集について

横須賀市立田浦保育園の建て替え・民間移管に係る新設保育園の移管法人募集要項	P 1
資料 1 田浦保育園と田の浦公園との位置関係図	P 9
資料 2 田の浦公園現況平面図・占用位置図・プール解体完了計画図	P10
資料 3 田浦保育園移転予定地地質調査業務委託報告書抜粋	P14
資料 4 田浦保育園の建て替え・民間移管に係る施設整備の諸条件	P21
資料 5 田浦保育園の建て替え・民間移管に係る運営内容の諸条件	P25
資料 6 法人選考方法について	P30
資料 7 田浦保育園民間移管にかかる選考基準（一次選考・二次選考）	P33
資料 8 田浦保育園民間移管にかかる実地調査選考基準等（三次選考）	P36
資料 9 引継ぎ・共同保育について	P37
資料 10 横須賀市立田浦保育園建て替え・民間移管にかかる施設整備に関する覚書（案）	P39
資料 11 横須賀市立田浦保育園建て替え・民間移管にかかる保育所運営に関する覚書（案）	P42
資料 12 横須賀市公立保育園移管法人選考委員会条例	P43
資料 13 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例	P45
資料 14 横須賀市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱	P48
資料 15 横須賀市公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程（標準）	P61

【民間移管についてのお問合せ先】
横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課
公立保育園再編担当 青木・宮本
TEL：046-822-9002
メール：cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

横須賀市立田浦保育園の建て替え・民間移管に係る

新設保育園の移管法人募集要項

はじめに

横須賀市立田浦保育園（以下、「田浦保育園」という。）について、横須賀市公立保育園再編実施計画（2020年度～2024年度）に基づき、指定管理による運営から民間事業者による運営に移行するとともに、近隣に位置する田の浦公園内に移転・建て替えの方針を令和5年1月に決定しました。

この方針に基づき、横須賀市（以下「本市」という。）は田浦保育園の建て替え・民間移管に際し、田の浦公園内に新設保育園の整備・運営を行う法人（以下「移管法人」という。）を募集します。

1 田浦保育園（現園舎・移転先用地）の所在地

施設名	利用定員	所在地
田浦保育園(現園舎)	90名	横須賀市長浦町1丁目1597番
田の浦公園(移転先)	60名	横須賀市長浦町1丁目20番1

※概要は、「資料1 田浦保育園と田の浦公園との位置図」を参照。

2 移管予定年月日

令和8年4月1日

3 新設保育園の定員について

基本的な定員構成は、下表のとおりとします。

ただし、申請時点における田浦保育園の在園児数及び新規に見込まれる入園児数を考慮し、これを超える提案や定員構成の変更についても可能とします。

0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	合計
6名	10名	11名	11名	11名	11名	60名

なお、利用定員の人数によって園舎建設費に対する補助金額の上限が算定されるため、開設後5年程度は利用定員を減ずることなく運営可能な人数を設定してください。

4 土地の条件

(1) 保育所用地について

本市が所有する公園の一部を移管法人に有償で貸し付け、移管法人自らが認可保育所を整備し、運営すること。なお、土地の占用については、都市公園法及び横須賀市都市公園条例等の関係法令の規定に基づく占用許可によって行うこととします。

(2) 占用予定地の概要

所在地	横須賀市長浦町1丁目20番1 田の浦公園内
最寄駅	京浜急行安針塚駅（徒歩8分）
用途地域	第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
敷地面積	2600.04 m ²
占用面積	490.31 m ² （実測）

詳細は、「資料2 田の浦公園現況平面図・占用位置図・プール解体完了計画図」を参照。

(3) 占用予定地の現況

建物あり（令和7年3月までに解体し、更地の状態で引き渡し予定。）

建設予定地の土地性状に関する地質調査は実施済み（「資料3 田浦保育園移転予定地地質調査業務委託報告書抜粋」参照）だが、園舎整備に際し、地質調査が必要な場合は、移管法人の負担にて実施することとします。

(4) 公園敷地の占用料について

ア 保育園敷地

占用期間及び占用料については、現時点でのものとなり、今後変更される場合があります。

◆ 保育園敷地の占用期間は、10年以内とし、更新に関しては原則2回までとしますが、詳細については選定後、別途協議とします。

◆ 保育所敷地の占用料については、76,132円/m²・月とする。

《参考》 敷地面積490.31 m²の場合（年額） 1,344,000円

76,132円/m²・月×490.31 m²×3/1000×12月≒1,344,000円

イ インフラについて

◆ 水道、下水道、ガス等の施設（インフラ）を埋設する場合は、保育園敷地として占用許可を受けたエリア内に行ってください。（占用区域外への埋設はできません。）

◆ 保育園敷地境界までの電気、水道等のインフラの整備にかかる費用については、移管法人の負担とします。

ウ 工事期間中の作業ヤード

- ◆ 保育所敷地及びインフラ整備にかかる作業ヤードを、占用区域外の田の浦公園内に設ける場合は、作業ヤードに対する占用許可が別途必要です。
- ◆ 同時期に公園整備工事が予定されているため、占用範囲、占用期間については、公園管理者および工事担当課と調整が必要です。
- ◆ 作業ヤードの占用料は、200 円／m²・月とします。

(5) 占用許可に係るその他条件等

- ア 占用許可を受けた公園は、認可保育所運営以外の目的に使用することはできません。なお、本市の許可なく目的外に利用した場合、または第三者に占用させた場合は、当該地を占用許可時点まで原状復帰の上、返還すること。原状復帰にかかる費用は、移管法人の負担とします。
- イ 建物や設備の改修など、占用許可内容の変更が必要となる場合は、事前に本市の承認を受けること。
- ウ 運営開始後の施設、整備等の維持管理にかかる費用は、事業者が負担すること。
- エ 占用許可期間満了時または、事業者側の理由により占用許可が取り消されたときは、移管法人の負担で占用地を占用許可申請時点まで原状復帰すること。
- オ 占用地での保育事業を終了しようとするときは、関係法令を遵守し本市の指示に従うこと。またその際は、原則として移管法人の負担で占用許可申請時点まで原状復帰するものとするが、保育事業終了時の保育需要や待機児童の状況等から、対応を協議するものとします。
- カ 前号に伴い占用廃止する場合は、本市の公園管理者が指定する方法で届け出ること。また、占用料の還付については、都市公園法及び横須賀市都市公園等の関係法令の規定によるものとします。
- キ 都市公園法ほか関係諸法令の改正により、占用料など占用許可条件が変更となる場合があります。
- ク 公園の維持管理事業について、積極的に参画すること。
- ケ そのほかの事項については、本市との協議により決定します。

5 園舎の整備について

- (1) 移転後の新園舎については、移管法人等自らが発注し、令和7年4月から令和8年2月までの間に整備することになります。「資料4 田浦保育園の建て替え・民間移管に係る施設整備の諸条件」を遵守したうえで、認可保育所として令和8年4月に開設できるよう、設計・施工事業者選考・施工期間については、十分な余裕を持って計画・提案をお願いいたします。

参考資料

「資料13 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例」

- (2) 移管法人が発注する認可保育所施設の建設工事については、条件に適合する場合、予算の範囲内において、本市の補助金（資料14 横須賀市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱）が活用できる場合があります。
- (3) 前号の補助金については、国の制度改正等により内容が変更となる場合があります。また、本市の予算成立状況で交付の可否が決定されるものであるため、補助金額等は変更となる場合があります。
- (4) 移管法人以外が建物を新規に建設し、当該建物を移管法人が賃借して園舎を用意する場合の賃借費用は補助対象外となるため、移管法人の自己負担となります。ただし、賃借料に対する公定価格（委託費・上限あり）が支給される場合があります。

6 運営内容の条件

「資料5 田浦保育園の建て替え・民間移管に係る運営内容の諸条件」を遵守すること。

関連資料

「資料15 横須賀市公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程（標準）」

7 応募条件

応募者は次の条件すべてに該当しなければならない。

- (1) 神奈川県内において、定員60人以上の認可保育所等を5年以上運営しており、当該保育所等（※）を今後も継続して運営する法人。
※ 幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を含む
- (2) 法人が租税公課を滞納していないこと。
- (3) 法人が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団^{*1}及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等^{*2}でないこと。
- (4) 社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人以外の法人にあつては、次のアからイの全てを満たす法人。
 - ア 法人設立後、事業実績が5年以上ある法人で、かつ、直近5年の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、5年連続して損失を計上していないこと。
 - イ 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること（保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること。）

^{*1} 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

^{*2} 暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧

問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等^{※3}に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※3 暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

8 選考方法

「横須賀市公立保育園移管法人選考委員会」(以下、「選考委員会」という。)が、応募法人の提案内容を総合的に審査し、移管法人を選考します。

関係資料

「資料6 法人選考方法について」

「資料7 田浦保育園民間移管にかかる選考基準(一次選考・二次選考)」

「資料8 田浦保育園民間移管にかかる実地調査選考基準等(三次選考)」

「資料12 横須賀市公立保育園移管法人選考委員会条例」

9 引継ぎ・共同保育

「資料9 引継ぎ・共同保育について」の内容に基づき、必要な人員を確保していただきます。実施にあたっては委託契約を締結し、その経費については、本市が令和7年度予算の範囲で必要と認める額を支払います。

10 三者協議会

保育内容の継続性及び新たな保育の導入等、移管に伴う諸事項の協議のために、保護者代表・移管法人・本市からなる三者協議会を開催します。(移管前の1年間は5回程度、移管後の1年間は3回程度の開催)。なお、移管前は本市が、移管後は移管法人が主催して運営すること。

11 覚書の締結

移管にあたり、「資料4 田浦保育園の建て替え・民間移管に係る施設整備の諸条件」及び「資料5 田浦保育園の建て替え・民間移管に係る運営内容の諸条件」を踏まえた覚書を締結します。

関係資料

「資料10 横須賀市立田浦保育園建て替え・民間移管にかかる施設整備に関する覚書(案)」

「資料11 横須賀市立田浦保育園建て替え・民間移管にかかる保育所運営に関する覚書(案)」

12 応募の手続き及び申込書類

別冊「応募手続き及び申込書類について」のとおり。

13 確認事項※重要

- (1) 田浦保育園は、「保育園条例」により設置が定められていることから、保育所の民営化にあたっては、これに先立ち、市議会において田浦保育園の廃止についての条例改正が必要となります。このため、仮に条例改正の議決が得られない場合、保育所民営化に関する事務を停止する場合があります。
- (2) 移管法人決定後は、運営開始までに私立保育所としての設置認可を受けること。また、本選考で移管法人となることをもって、保育所認可を確約するものではありません。
- (3) 民間移管にかかる新設保育園については、都市公園法及び横須賀市都市公園条例等の関係法令に基づき公園内に整備するものであり、法人の決定後公園占用手続きをしていただくこととなります。そのため、公園占用の許可が認められなかった場合には、移管法人の決定を取り消します。
- (4) 令和8年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分設けるため、令和8年2月末日までに園舎を完成させ、関係法令等に基づく必要な手続き（建築基準法に基づく検査済証、消防法に基づく消防用設備等検査済証の取得など）を完了させること。また、補助金を活用して整備を行う場合は、これらの関係法令等手続きに加え、本市所定の完了検査を令和8年3月10日までに受けること。なお、期限までに設置認可基準及び関係法令の規定を満たした園舎を完成できなかった場合は、移管法人の決定を解除します。この場合、民間移管に伴い負担した費用及び被った損害の一切を本市は補償しません。

14 田浦保育園現園舎、移転先用地（田の浦公園）の見学会について

応募を希望する法人は、原則、現地見学会に参加してください。（※事前申込制）
以下の実施期間中に参加が困難である場合は、見学会参加申込期限までにご相談ください。（ご相談なく見学会に参加しなかった場合は、原則として移管法人の応募を受け付けません。）

(1) 実施日時と参加申込締切日時

- | | |
|----------|---|
| ア 実施日時 | 令和6年7月中（開庁日）のうち、市が指定する日時 |
| イ 所要時間 | 1時間程度 |
| ウ 集合場所 | 横須賀市立田浦保育園（京浜急行線安針塚駅徒歩11分）
（所在地は、「資料1 田浦保育園と田の浦公園との位置関係図」を参照。） |
| エ 参加申込締切 | 令和6年7月9日（火）17時まで |
- ※ Eメール (cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp) で申込用紙をご提出ください。

(2) 注意事項

- ・ 移転先用地（田の浦公園）は、プール解体工事中であるため、直接中へ立ち入ることができません。（接道状況・周辺環境等の確認は可能です。）
- ・ 駐車スペースがありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ・ 見学の際は、靴袋をご持参ください。
- ・ 見学会については、田浦保育園へのお問い合わせはしないでください。
- ・ 見学の際は、田浦保育園の職員や園児の保護者に対する直接のヒアリングや質問等はしないでください。（ご質問は、同行する子育て支援課職員が承ります。） これらが確認された場合は、移管法人選考において提案評価を減点する場合があります。

15 募集・応募に関する質問等

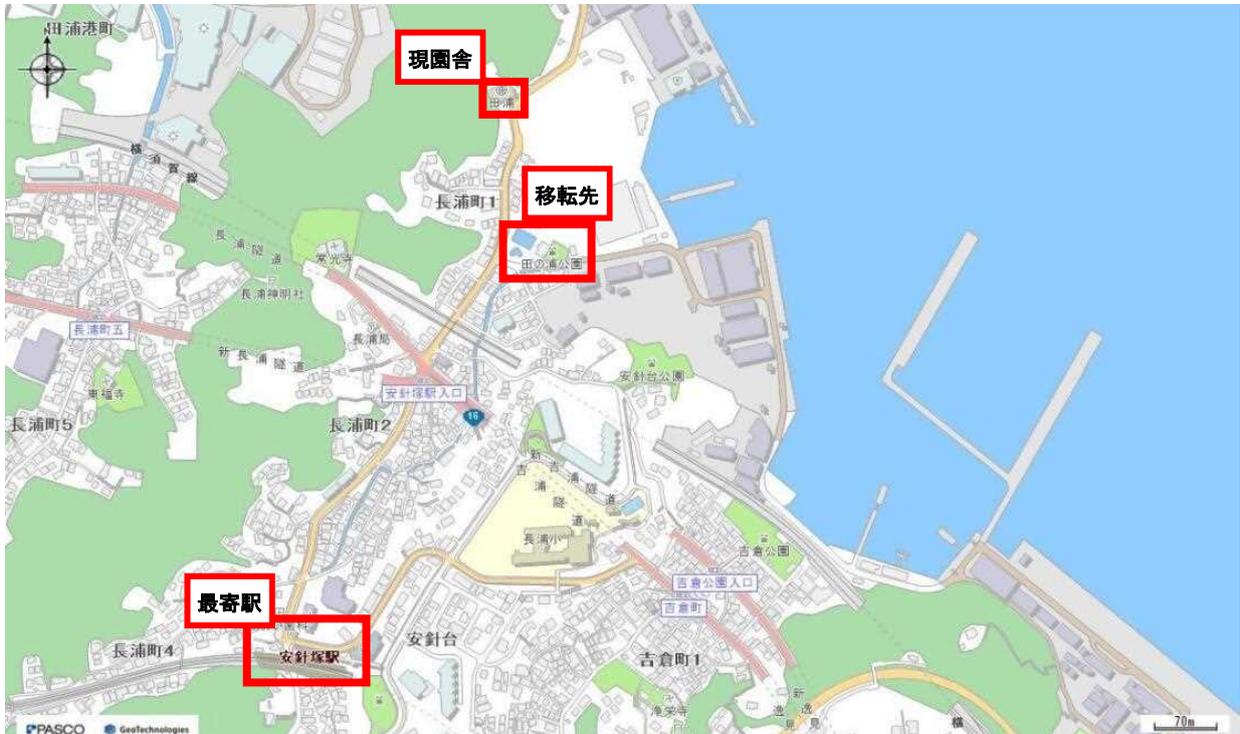
募集・応募に関する質問については、原則として書面で受け付けます。「質問用紙」をEメール (cw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp) で横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課宛に8月9日（金）17時までにお送りください。

受け付けた質問については、原則として2開庁日以内に質問者に直接回答し、すべての質問の回答を横須賀市ウェブサイト内「横須賀市立田浦保育園移管法人の選考について」にて随時公開いたします。ただし、質問者が容易に推定できる質問や募集要項等に明確に記載してある事項に関する質問については公開しない場合があります。

16 移管までのスケジュール

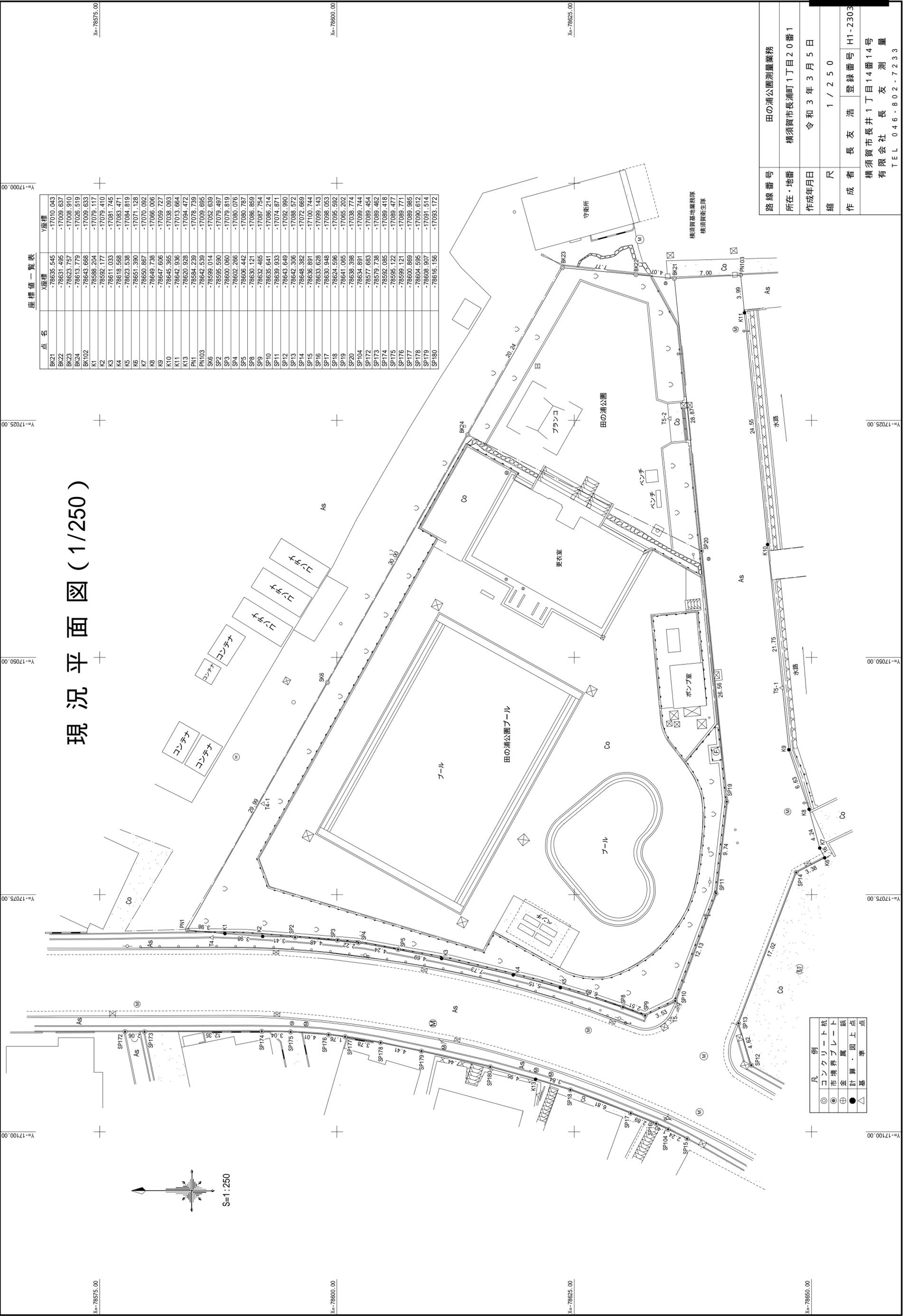
	日程	内容	備考
令和6年度	6/24日(月)～ 8/9日(金)	質問書提出(任意)	市ウェブサイト上で随時回答
	7月中	田浦保育園・移転予定地 見学会 【事前予約制7/9(火) 17時まで】	<u>原則参加必須</u>
	8/19(月)～ 8/23(金)	申込書受付期間 正本1部、副本①2部 【事前予約制8/9(金) 17時まで】	<u>原則直接持参だが、WEB 受付も応相談</u>
	8/29(木)	副本②(5部)提出期限	<u>16時必着(郵送可)</u>
	8月末～ 9月中旬	1次選考	事務局による書類審査、 税理士による財務審査
	9月下旬	2次選考	委員による書類審査、応募 法人によるプレゼンテーシ ョン(15分以内)、面接(60 分)
	～9月末まで	2次選考 結果通知	
	10月中旬 ～11月中旬	3次選考(実地調査)	実地調査保育所に選考委員 が訪問(日程は別途調整)
	11月下旬まで	法人決定⇒結果通知	
	12月初旬～ 3月末まで	覚書の締結、公園占用許可申 請、移管法人による地質調査 職員・保護者説明会、施設整 備補助金の協議	
令和7年度	移管法人による新園舎整備開始(～2/28) 三者協議会の実施 引継ぎ・共同保育の実施 設置認可等移管準備手続き	保育園建設と並行して市が 「田の浦公園整備工事」を 実施予定(～令和8年度)	
令和8年度	移管法人による運営開始		

田浦保育園と田の浦公園との位置関係図



田浦保育園(現園舎)	京浜急行 安針塚駅から	徒歩 11分
田の浦公園(移転先)	〃	徒歩 8分

現況平面図 (1/250)



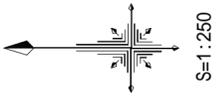
座標値一覧表

点名	X座標	Y座標
BK21	-78635.545	-17010.043
BK22	-78631.495	-17009.637
BK23	-78623.757	-17008.910
BK24	-78613.779	-17026.519
BK102	-78643.668	-17029.633
K1	-78588.204	-17079.117
K2	-78592.177	-17079.410
K3	-78611.033	-17081.745
K4	-78618.568	-17083.471
K5	-78623.558	-17084.819
K6	-78651.390	-17071.128
K7	-78650.867	-17070.082
K8	-78649.738	-17066.006
K9	-78647.606	-17059.727
K10	-78645.365	-17038.083
K11	-78642.936	-17013.664
K13	-78620.928	-17094.472
PM1	-78584.239	-17078.739
PM103	-78642.539	-17093.685
SK6	-78599.014	-17052.639
SP2	-78600.060	-17079.819
SP3	-78602.266	-17080.076
SP4	-78606.442	-17080.787
SP5	-78630.121	-17086.859
SP8	-78632.465	-17087.754
SP9	-78635.641	-17086.214
SP10	-78639.933	-17074.871
SP11	-78643.649	-17092.990
SP12	-78642.306	-17086.572
SP13	-78648.382	-17072.669
SP14	-78636.891	-17100.744
SP15	-78633.628	-17089.143
SP16	-78630.948	-17088.053
SP17	-78624.596	-17095.592
SP18	-78641.065	-17065.202
SP19	-78638.398	-17088.774
SP20	-78634.891	-17098.744
SP172	-78577.863	-17089.464
SP173	-78579.738	-17089.462
SP174	-78592.085	-17089.418
SP175	-78595.122	-17089.477
SP176	-78599.121	-17089.771
SP177	-78600.869	-17089.985
SP178	-78604.595	-17090.612
SP179	-78608.907	-17091.514
SP180	-78616.156	-17093.172

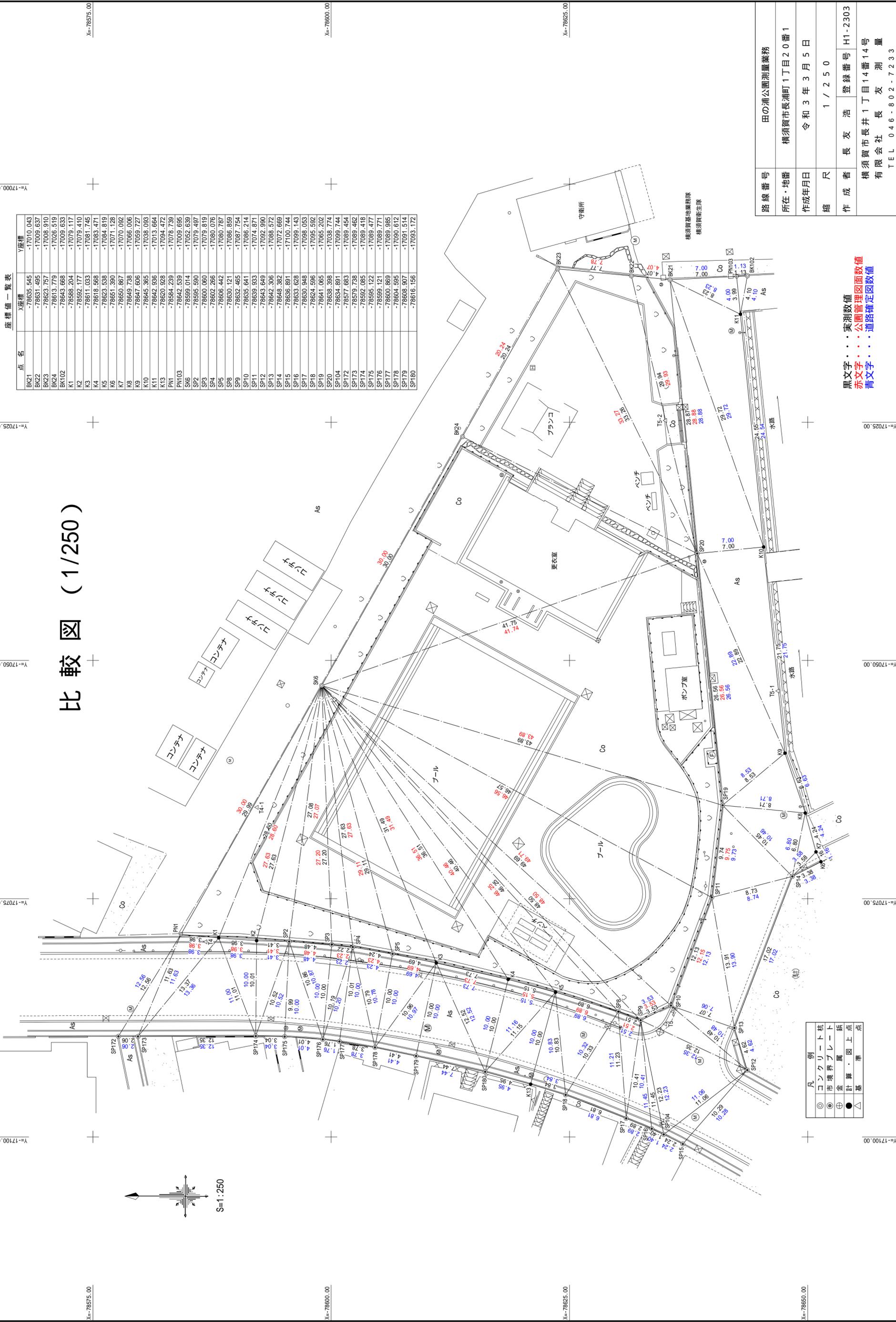
路線番号	田の浦公園測量業務		
所在・地番	横浜市長浦町1丁目20番1		
作成年月日	令和3年3月5日		
縮尺	1/250		
作成者	長友浩	登録番号	H1-2303
横浜市長浦町1丁目14番14号 有限会社 長友測量 TEL 046-802-7233			

凡例

○	コンクリート杭
◎	市境界プレート
⊕	金属
●	計算・図上点
△	基準



比較図 (1/250)



座標値一覧表

点名	X座標	Y座標
BK21	-78635.545	-17010.043
BK22	-78631.495	-17009.637
BK23	-78623.757	-17008.910
BK24	-78613.779	-17026.519
BK102	-78643.668	-17009.633
K1	-78588.204	-17079.117
K2	-78592.177	-17079.410
K3	-78611.033	-17081.745
K4	-78618.568	-17083.471
K5	-78623.538	-17084.819
K6	-78651.390	-17071.128
K7	-78650.967	-17070.092
K8	-78649.738	-17066.006
K9	-78647.606	-17059.727
K10	-78645.365	-17038.093
K11	-78642.936	-17013.664
K13	-78620.928	-17094.472
PN1	-78584.239	-17078.739
PN103	-78642.539	-17009.695
SK6	-78609.014	-17052.639
SP2	-78595.580	-17079.497
SP3	-78600.060	-17079.819
SP4	-78602.266	-17080.076
SP5	-78606.442	-17080.787
SP8	-78630.121	-17086.859
SP9	-78632.465	-17087.754
SP10	-78635.641	-17086.214
SP11	-78639.933	-17074.871
SP12	-78643.649	-17092.990
SP13	-78642.306	-17088.572
SP14	-78646.382	-17072.669
SP15	-78636.891	-17100.744
SP16	-78633.628	-17099.143
SP17	-78630.948	-17098.053
SP18	-78624.596	-17095.592
SP19	-78641.065	-17065.202
SP20	-78638.398	-17038.774
SP104	-78634.891	-17099.744
SP172	-78677.683	-17089.454
SP173	-78679.738	-17089.462
SP174	-78682.085	-17089.416
SP175	-78695.122	-17089.477
SP176	-78699.121	-17089.771
SP177	-78600.869	-17089.985
SP178	-78604.595	-17080.612
SP179	-78608.907	-17091.514
SP180	-78616.156	-17093.172

例

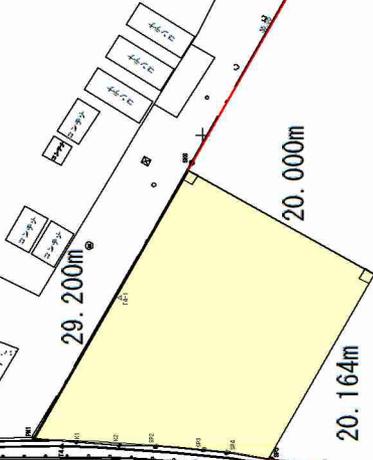
凡	コンクリート杭
○	市境界プレート
⊕	金属プレート
●	計算・図上点
△	基準点

黒文字・・・実測数値
 赤文字・・・公園管理図面数値
 青文字・・・道路確定図数値

路線番号	田の浦公園測量業務
所在・地番	横浜市長浦町1丁目20番1
作成年月日	令和3年3月5日
縮尺	1/250
作成者	長友浩
登録番号	H1-2303
測量者	横浜市長浦町1丁目14番14号 有限会社 長友測量
TEL	046-802-7233

現況平面図 (1/400)

区画番号	面積 (㎡)	用途
1	2,000.00	住宅
2	1,500.00	住宅
3	1,000.00	住宅
4	800.00	住宅
5	600.00	住宅
6	400.00	住宅
7	300.00	住宅
8	200.00	住宅
9	150.00	住宅
10	100.00	住宅
11	80.00	住宅
12	60.00	住宅
13	40.00	住宅
14	30.00	住宅
15	20.00	住宅
16	15.00	住宅
17	10.00	住宅
18	8.00	住宅
19	6.00	住宅
20	4.00	住宅
21	3.00	住宅
22	2.00	住宅
23	1.50	住宅
24	1.00	住宅
25	0.80	住宅
26	0.60	住宅
27	0.40	住宅
28	0.30	住宅
29	0.20	住宅
30	0.15	住宅
31	0.10	住宅
32	0.08	住宅
33	0.06	住宅
34	0.04	住宅
35	0.03	住宅
36	0.02	住宅
37	0.01	住宅
38	0.01	住宅
39	0.01	住宅
40	0.01	住宅
41	0.01	住宅
42	0.01	住宅
43	0.01	住宅
44	0.01	住宅
45	0.01	住宅
46	0.01	住宅
47	0.01	住宅
48	0.01	住宅
49	0.01	住宅
50	0.01	住宅
51	0.01	住宅
52	0.01	住宅
53	0.01	住宅
54	0.01	住宅
55	0.01	住宅
56	0.01	住宅
57	0.01	住宅
58	0.01	住宅
59	0.01	住宅
60	0.01	住宅
61	0.01	住宅
62	0.01	住宅
63	0.01	住宅
64	0.01	住宅
65	0.01	住宅
66	0.01	住宅
67	0.01	住宅
68	0.01	住宅
69	0.01	住宅
70	0.01	住宅
71	0.01	住宅
72	0.01	住宅
73	0.01	住宅
74	0.01	住宅
75	0.01	住宅
76	0.01	住宅
77	0.01	住宅
78	0.01	住宅
79	0.01	住宅
80	0.01	住宅
81	0.01	住宅
82	0.01	住宅
83	0.01	住宅
84	0.01	住宅
85	0.01	住宅
86	0.01	住宅
87	0.01	住宅
88	0.01	住宅
89	0.01	住宅
90	0.01	住宅
91	0.01	住宅
92	0.01	住宅
93	0.01	住宅
94	0.01	住宅
95	0.01	住宅
96	0.01	住宅
97	0.01	住宅
98	0.01	住宅
99	0.01	住宅
100	0.01	住宅



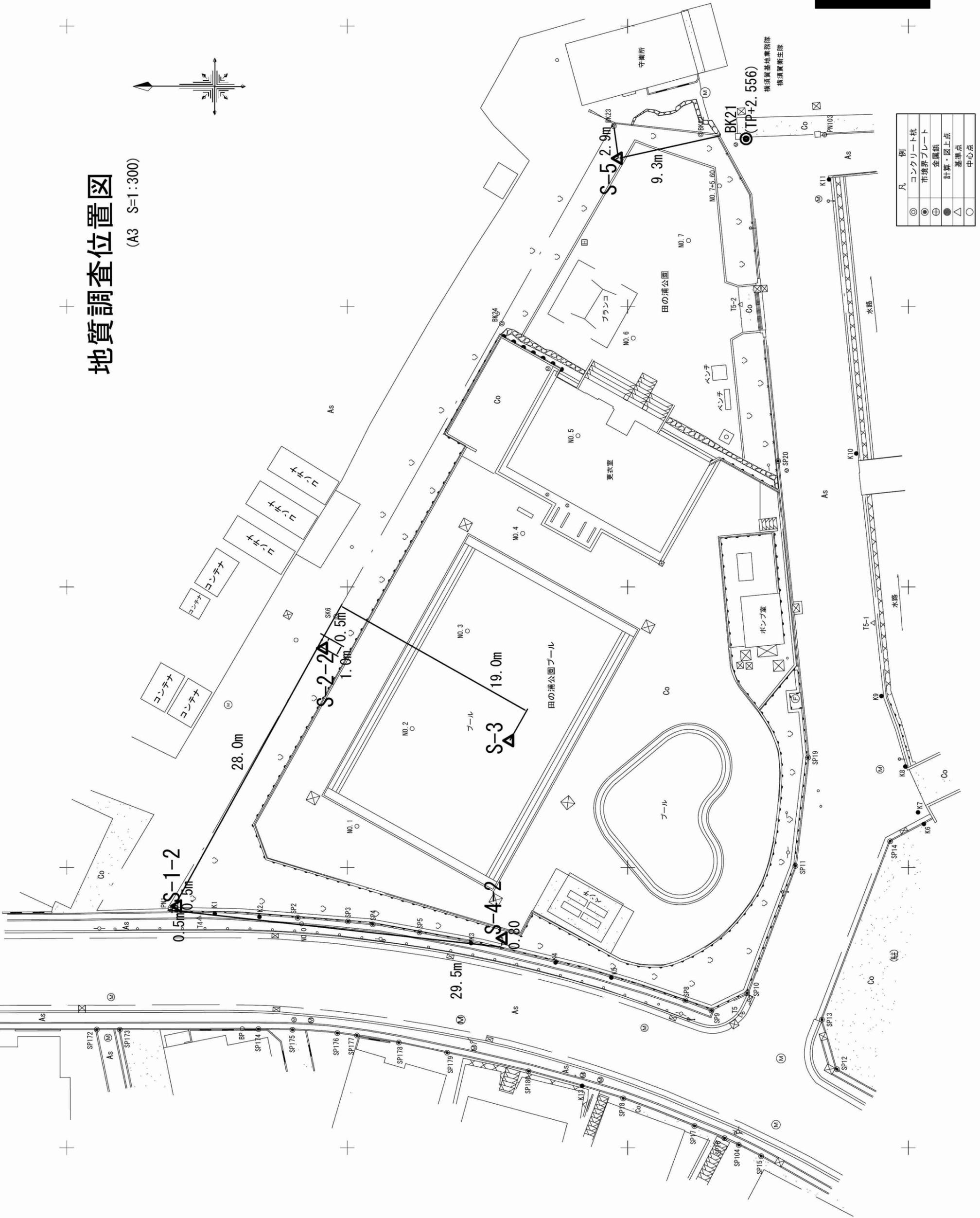
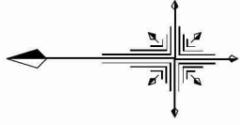
490.315m²
正方形に近い形状

○	コンクリート
●	アスファルト
■	緑地
△	その他



地質調査位置図

(A3 S=1:300)



凡例	例
◎	コンクリート杭
⊕	市境界プレート
⊗	金属錠
●	計算・図上点
○	基準点
△	中心点

スウェーデン式サウンディング試験

調査件名 田浦保育園移転予定地地質調査業務委託

地点番号 S-1-2

地盤高 T.P +3.23m

試験年月日 令和 5年10月 3日 試験者 高田 誉

計算式 N値 (砂質土)=0+2・W_{sw}+0.067・N_{sw}

载荷装置の種類 おもり

回転装置の種類 ハンドル

(粘性土)=0+3・W_{sw}+0.05・N_{sw}

q_a =30+0.6・N_{sw}

荷重 W _{sw} kN	半回転数 N _a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	当たりの 半回転数 N _{sw}	記事	推定土質名	換算 N値	換算 q _a	深さ m	推定 柱状図	N値 回 q _a kV/m ²
1.00	0	0.25	25	0	30.0			30.0			
1.00	5	0.50	25	20	42.0			42.0			
1.00	11	0.75	25	44	56.4			56.4	1		
1.00	5	1.00	25	20	42.0			42.0			
1.00	20	1.25	25	80	78.0			78.0	2		
1.00	11	1.50	25	44	56.4			56.4			
1.00	49	1.75	25	196	120.0			120.0	3		
1.00	40	2.00	25	160	120.0			120.0			
1.00	50	2.20	20	250	120.0			120.0	4		
									5		
									6		
									7		
									8		
									9		
									10		
									11		
									12		
									13		
									14		
									15		
									16		
									17		
									18		
									19		
									20		

特記事項

㈱建設技術コンサルタント

スウェーデン式サウンディング試験

調査件名 田浦保育園移転予定地地質調査業務委託

地点番号 S-2-2

地盤高 T.P +2.91m

試験年月日 令和 5年10月 3日 試験者 高田 誉

計算式 N値 (砂質土)= $0+2 \cdot W_{sw}+0.067 \cdot N_{sw}$

(粘性土)= $0+3 \cdot W_{sw}+0.05 \cdot N_{sw}$

載荷装置の種類 おもり

回転装置の種類 ハンドル

$q_a = 30 + 0.6 \cdot N_{sw}$

荷重 W _{sw} kN	半回転数 N _a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	当たりの 半回転数 N _{sw}	記事	推定土質名	換算 N値	換算 q _a	深さ m	推定 柱状図	N値 回 q _a kV/m ²
1.00	0	0.25	25	0				30.0			
1.00	17	0.50	25	68				70.8	1		
1.00	20	0.75	25	80				78.0			
1.00	38	1.00	25	152				120.0	2		
1.00	69	1.25	25	276				120.0			
1.00	24	1.50	25	96				87.6	3		
1.00	11	1.75	25	44				56.4			
1.00	2	2.00	25	8				34.8	4		
1.00	2	2.25	25	8				34.8			
1.00	7	2.50	25	28				46.8	5		
1.00	9	2.75	25	36				51.6			
1.00	14	3.00	25	56				63.6	6		
1.00	50	3.15	15	333				120.0	7		
									8		
									9		
									10		
									11		
									12		
									13		
									14		
									15		
									16		
									17		
									18		
									19		
									20		

特記事項

スウェーデン式サウンディング試験

調査件名 田浦保育園移転予定地地質調査業務委託

地点番号 S-3

地盤高 T.P +2.41m

試験年月日 令和 5年10月 3日 試験者 高田 誉

計算式 N値 (砂質土)= $0+2 \cdot W_{sw}+0.067 \cdot N_{sw}$
 (粘性土)= $0+3 \cdot W_{sw}+0.05 \cdot N_{sw}$
 $q_a = 30+0.6 \cdot N_{sw}$

载荷装置の種類 おもり 回転装置の種類 ハンドル

荷重 W _{sw} kN	半回転数 N _a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	当たりの 半回転数 N _{sw}	記事	推定土質名	換算 N値	換算 q _a	深さ m	推定 柱状図	N値 回 q _a kV/m ²
0.00	0	0.75	75	0	試掘		-	-	1		
0.75	0	1.00	25	0			-	-			
0.75	0	1.25	25	0			-	-			
0.75	0	1.50	25	0			-	-			
1.00	0	1.75	25	0			30.0	30.0	2		
1.00	10	2.00	25	40			54.0	54.0	3		
1.00	10	2.25	25	40			54.0	54.0	3		
1.00	43	2.50	25	172			120.0	120.0	3		
1.00	50	2.57	7	714			120.0	120.0	4		
									5		
									6		
									7		
									8		
									9		
									10		
									11		
									12		
									13		
									14		
									15		
									16		
									17		
									18		
									19		
									20		

特記事項

㈱建設技術コンサルタント

スウェーデン式サウンディング試験

調査件名 田浦保育園移転予定地地質調査業務委託

地点番号 S-4-2

地盤高 T.P +2.86m

試験年月日 令和 5年10月 3日 試験者 高田 誉

計算式 N値 (砂質土)= $0+2 \cdot W_{sw}+0.067 \cdot N_{sw}$

(粘性土)= $0+3 \cdot W_{sw}+0.05 \cdot N_{sw}$

載荷装置の種類 おもり

回転装置の種類 ハンドル

$q_a = 30 + 0.6 \cdot N_{sw}$

荷重 W _{sw} kN	半回転数 N _a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	当たりの 半回転数 N _{sw}	記事	推定土質名	換算 N値	換算 q _a	深さ m	推定 柱状図	N値 回 q _a kV/m ²
1.00	0	0.25	25	0				30.0			
1.00	7	0.50	25	28				46.8			
1.00	10	0.75	25	40				54.0	1		
1.00	18	1.00	25	72				73.2			
1.00	12	1.25	25	48				58.8	2		
1.00	29	1.50	25	116				99.6			
1.00	10	1.75	25	40				54.0	3		
1.00	27	2.00	25	108				94.8			
1.00	11	2.25	25	44				56.4	4		
1.00	16	2.50	25	64				68.4			
1.00	17	2.75	25	68				70.8	5		
1.00	21	3.00	25	84				80.4			
1.00	14	3.25	25	56				63.6	6		
1.00	50	3.26	1	5000				120.0			
									7		
									8		
									9		
									10		
									11		
									12		
									13		
									14		
									15		
									16		
									17		
									18		
									19		
									20		

特記事項

㈱建設技術コンサルタント

スウェーデン式サウンディング試験

調査件名 田浦保育園移転予定地地質調査業務委託

地点番号 S-5

地盤高 T.P +3.23m

試験年月日 令和 5年10月 3日 試験者 高田 誉

計算式 N値 (砂質土)=0+2・W_{sw}+0.067・N_{sw}

載荷装置の種類 おもり

回転装置の種類 ハンドル

(粘性土)=0+3・W_{sw}+0.05・N_{sw}

q a =30+0.6・N_{sw}

荷重 W _{sw} kN	半回転数 N _a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	当たりの 半回転数 N _{sw}	記事	推定土質名	換算 N値	換算 q a	深さ m	推定 柱状図	N値 回 q a kV/m ²
1.00	0	0.25	25	0				30.0			
1.00	4	0.50	25	16				39.6			
1.00	4	0.75	25	16				39.6	1		
1.00	47	1.00	25	188				120.0			
1.00	5	1.25	25	20				42.0	2		
1.00	6	1.50	25	24				44.4			
1.00	21	1.75	25	84				80.4	3		
1.00	22	2.00	25	88				82.8			
1.00	16	2.25	25	64				68.4	4		
1.00	21	2.50	25	84				80.4			
1.00	30	2.75	25	120				102.0	5		
1.00	30	3.00	25	120				102.0			
1.00	10	3.25	25	40				54.0	6		
1.00	14	3.50	25	56				63.6			
1.00	6	3.75	25	24				44.4	7		
1.00	11	4.00	25	44				56.4			
1.00	11	4.25	25	44				56.4	8		
1.00	12	4.50	25	48				58.8			
1.00	7	4.75	25	28				46.8	9		
1.00	10	5.00	25	40				54.0			
1.00	5	5.25	25	20				42.0	10		
1.00	8	5.50	25	32				49.2			
1.00	3	5.75	25	12				37.2	11		
1.00	10	6.00	25	40				54.0			
1.00	8	6.25	25	32				49.2	12		
1.00	10	6.50	25	40				54.0			
1.00	6	6.75	25	24				44.4	13		
1.00	8	7.00	25	32				49.2			
1.00	9	7.25	25	36				51.6	14		
1.00	14	7.50	25	56				63.6			
1.00	6	7.75	25	24				44.4	15		
1.00	10	8.00	25	40				54.0			
1.00	7	8.25	25	28				46.8	16		
1.00	9	8.50	25	36				51.6			
1.00	8	8.75	25	32				49.2	17		
1.00	12	9.00	25	48				58.8			
1.00	9	9.25	25	36				51.6	18		
1.00	14	9.50	25	56				63.6			
1.00	12	9.75	25	48				58.8	19		
1.00	20	10.00	25	80				78.0			
1.00	9	10.25	25	36				51.6	20		
1.00	21	10.50	25	84				80.4			
1.00	9	10.75	25	36				51.6			
1.00	20	11.00	25	80				78.0			
1.00	12	11.25	25	48				58.8			

特記事項

スウェーデン式サウンディング試験

調査件名 田浦保育園移転予定地地質調査業務委託

地点番号 S-5

地盤高 T.P +3.23m

試験年月日 令和 5年10月 3日 試験者 高田 誉

計算式 N値 (砂質土)=0+2・W_{sw}+0.067・N_{sw}
(粘性土)=0+3・W_{sw}+0.05・N_{sw}

载荷装置の種類 おもり

回転装置の種類 ハンドル

q a =30+0.6・N_{sw}

荷重 W _{sw} kN	半回転数 N _a	貫入深さ D m	貫入量 L cm	当たりの 半回転数 N _{sw}	記事	推定土質名	換算 N値	換算 q a	深さ m	推定 柱状図	N値 回	回 q a kV/m ²
1.00	23	11.50	25	92				85.2	21		0 10 20 30 40 50	0 50 100 150
1.00	14	11.75	25	56				63.6				
1.00	17	12.00	25	68				70.8				
1.00	14	12.25	25	56				63.6				
1.00	20	12.50	25	80				78.0	22			
1.00	14	12.75	25	56				63.6				
1.00	21	13.00	25	84				80.4	23			
1.00	16	13.25	25	64				68.4				
1.00	20	13.50	25	80				78.0	24			
									25			
									26			
									27			
									28			
									29			
									30			
									31			
									32			
									33			
									34			
									35			
									36			
									37			
									38			
									39			
									40			

特記事項

横須賀市立田浦保育園の建て替え・民間移管に係る施設整備の諸条件

1 総則

- (1) 「児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例」(令和3年横須賀市条例第58号)における最低基準や、関係法令、通知等を遵守すること。

【基本的な定員構成(60名)に応じた基準】

室名	横須賀市基準
0・1歳児保育室	$3.3 \text{ m}^2 \times (6 \text{ 名} + 10 \text{ 名}) = 52.8 \text{ m}^2$ 以上
2歳児保育室	$1.98 \text{ m}^2 \times 11 \text{ 名} = 21.78 \text{ m}^2$ 以上
3歳～5歳児保育室	$1.98 \text{ m}^2 \times (11 \text{ 名} + 11 \text{ 名} + 11 \text{ 名}) = 65.34 \text{ m}^2$ 以上
医務室	必置(事務室に併設可)
調理室	必置
トイレ	必置
調乳室★	努力義務
沐浴室★	努力義務
相談室	努力義務
駐車場★	努力義務(敷地外に別途賃借する方法も可)
屋外遊戯場	必置(公園等の代替地可)

※有効面積が基準面積を満たすこと。

上記のほか任意で設置する設備

事務室◎、倉庫◎、保育士休憩室◎、調理員休憩室★、調理前室★、食品庫★、調理員専用トイレ★、視診室◎、駐輪場

★印は、現園舎において既設の設備であり、新園舎でも同様に設置することがより望ましい。

◎印は、現園舎において既設の設備であるが、新園舎での設置は任意とする。

- (2) 施設整備にあたって本市の補助金を活用する場合は、工事請負・備品購入等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、横須賀市契約規則等を踏まえ、本市の指定する方法によること。原則として、入札に参加できる者は、横須賀市入札参加資格者名簿に登載されている市内業者及び準市内業者とする。
- (3) 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例のほか、児童福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等を遵守し、特に換気、採光、避難用設備等の基準についてはよく確認すること。
- (4) 横須賀市所轄消防署に対して必要な届出を行うこと。
- (5) 敷地境界や施設出入口には、不審者の侵入防止等のための措置を講じること。

2 公園内に施設を整備する際の条件

- (1) 移管法人は、都市公園法及び横須賀市都市公園条例等の関係法令を遵守すること。
- (2) 移管法人は、公園管理者に保育園敷地の占用許可申請書を提出するとともに、別途定める占用料を納付すること。なお、都市公園法ほか関係諸法令の改正により、占用料など占用許可条件が変更となる場合がある。
- (3) 占用廃止する場合は、本市の公園管理者が指定する方法で届出すること。また、占用料の還付については、都市公園法及び横須賀市都市公園等の関係法令の規定によるものとする。
- (4) 園舎新築工事と同時期に実施する公園整備工事が予定されているため、施工方法やスケジュールについては、公園管理者および工事担当課と事前調整を行うこと。また、本市が改善の必要があると認めた場合は、その指示に従うこと。
- (5) 保育所敷地及びインフラ整備にかかる作業ヤードを、占用区域外の田の浦公園内に設ける場合は、占用範囲、占用期間について事前に公園管理者および工事担当課と調整を行うこと。また、作業ヤードに対する占用申請を別途行うこと。
- (6) 工事に際しては、近隣住民等の安全対策を講じること。
- (7) 搬入に必要な歩道の切り下げ及びガードレール撤去は道路管理者と協議し、移管法人の負担で行うとともに本市へ引き継ぐこと。
- (8) 埋設物や地中障害物が発見された場合、その取扱い及び調査・撤去等は移管法人の負担とする。
- (9) 水道、下水道、ガス等の施設を埋設する場合は、保育園敷地として占用許可を受けた区域内で行うこと。(公園内の占用区域外への埋設は不可とする。)
- (10) 保育園敷地境界までの電気、水道等のインフラの整備は、移管法人の負担で整備すること。
- (11) 移管法人が建築した建物について、自己名義のみで所有権の登記をすることを妨げないが、担保権を設定する場合は、あらかじめ本市の承認を受けること。ただし、補助金を活用して整備を行う場合は、根抵当権の設定はできない。
- (12) 公園内の占用許可区域外には、園児の送迎や給食食材搬入等のために車両を乗り入れることは不可とする。
- (13) 占用許可区域外の一般利用は可能だが、運動会など園の行事等を実施することは不可とする。
- (14) 公園の維持管理事業について、積極的に参画すること。
- (15) 運営開始後の施設、整備等の維持管理にかかる費用は、移管法人が負担すること。
- (16) 建物や設備の改修など、占用許可内容の変更が必要となる場合は、事前に本市の承認を受けること。
- (17) 占用許可を受けた公園は、認可保育所運営以外の目的に使用することはできない。なお、市の許可なく目的外に利用した場合、または第三者に占用させた場

合は、当該地を占用許可時点まで原状復帰の上、返還すること。原状復帰にかかる費用は、移管法人の負担とする。

- (18) 占用許可期間満了時または、事業者側の理由により占用許可が取り消されたときは、移管法人の負担で占用地を占用許可申請時点まで原状復帰すること。
- (19) 占用地での保育事業を終了しようとするときは、関係法令を遵守し本市の指示に従うこと。またその際は、原則として移管法人の負担で占用許可申請時点まで原状復帰するものとするが、保育事業終了時の保育需要や待機児童の状況等から、対応を協議するものとする。
- (20) 前3号に伴い、施設整備補金を活用した建物の耐用年数以前に、保育所を廃止または建物を除去した場合は、補助金の一部返還（財産処分）を求めることがある。新園舎の建物の構造は、このことを配慮して計画すること。
(耐用年数については、下表参照。)

《参考：保育所等の耐用年数（厚生労働省告示第384号）》

構 造		耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		47年
れんが造・石造又はブロック造		38年
金属造のもの (鉄骨造)	骨格材の肉厚が4mm超	34年
	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年
	骨格材の肉厚が3mm以下	19年
木造		22年

- (21) 備品及び消耗品は、原則として移管法人が新たに用意すること。
- (22) その他
- ア 三者協議会による協議で出された意見・要望等については、誠意を持って対応すること。
- イ 地元町内会等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音などの環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、移管法人の責任において、誠意を持って対応すること。
- ウ 建設工事の進捗状況については保護者、近隣住民等に周知するとともに、定期的に本市に報告を行うこと。
- エ 私立保育園としての設置認可や補助金の交付決定等、民間移管に必要な手続きのために本市が指導・要請した事項については、移管法人は誠意をもって迅速に対応すること。
- オ 令和8年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分設けるため、令和8年2月末日までに園舎を完成させ、関係法令等に基づく必要な手続き（建築基準法に基づく検査済証、消防法に基づく消防用設備等検査済証の取得など）を完了させること。また、補助金を活用して整備を行う場合は、これらの関

係法令等手続きに加え、本市所定の完了検査を令和8年3月10日までに受けること。

なお、運営開始前には安全確認を十分に行うこと。

3 施設整備費について

- (1) 移管法人は、適用可能な公的補助を受け、無理のない資金計画により、施設整備事業を実施すること。なお、資金計画は、国庫補助制度の改正や建築単価の高騰等に対応できるような柔軟性を持たせること。

横須賀市立田浦保育園建て替え・民間移管に係る運営内容の諸条件

移管法人は、移管保育所の運営にあたっては、本市内の認可保育所に対して適用される基準（厚生労働省が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、本市が定める「児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例」）その他の関係法令に加え、次の移管条件を遵守しなければならない。なお、この移管条件の遵守期間は、移管の前日に当該保育所で在籍していた児童が、移管後の保育所で引き続き保育を受けている間とする。ただし、条件の変更等について三者協議会等において保護者の同意が得られた場合は、この限りではない。その場合は本市に報告すること。

1 保育所運営について

(1) 定員について

基本的な定員構成は、下表のとおりとする。

ただし、申請時点における田浦保育園の在園児数及び新規に見込まれる入園児数を考慮し、これを超える提案や定員構成の変更についても可能とするが、あらかじめ本市の承認を受けること。

0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	合計
6名	10名	11名	11名	11名	11名	60名

(2) 開所日及び開所時間

ア 開所日

開園日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日とすること。

イ 開所時間

(ア) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後8時まで

(イ) 土曜日 午前7時から午後6時まで

なお、上記の時間のうち、延長保育の保育時間は次のとおりとする。

(ア) 月曜日から金曜日まで

保育標準時間 : 午後6時から午後8時まで

保育短時間 : 午前7時から午前8時まで 及び
午後4時から午後8時まで

(イ) 土曜日

保育短時間のみ : 午前7時30分から午前8時まで 及び
午後4時から午後6時まで

(3) 事業内容

ア 保育内容

- (ア) 「保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）」及び「横須賀市公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程（標準）」を基に、保育課程及び指導計画を作成するとともに、現在の田浦保育園の保育内容を引き継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら保育を実施すること。
- (イ) 障がい児保育を実施すること。特に、移管前に利用していた障がい児等配慮を要する児童については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。
- (ウ) 年間行事については、原則として現行の内容を引き継いで実施すること。
- (エ) 地域交流活動については、原則として現行の内容を引き継いで実施すること。なお、子どもの生活の連続性を踏まえ、地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。
- (オ) 移管前の保育所で実施している年間行事等については、下表を参照すること。

年間行事等	1 期（4 月～6 月） ☆入園・進級式 ☆端午の節句 2 期（7 月～9 月） ☆七夕 ☆夏まつり ☆水遊び 3 期（10 月～12 月） ☆秋の遠足 ☆ハロウィン ☆クリスマス会 4 期（1 月～3 月） ☆おもちつき ☆ひなまつり ☆お別れ会 ☆卒園式 その他 ☆避難訓練 ☆身体測定 ☆健康診断 ☆個人面談 ☆保護者会
-------	---

- (カ) 年間行事及び地域交流活動について、地域の機関及び団体との窓口は施設長とすること。

- (キ) 支援を要する家庭、保護者への対応については、関係機関と連携して行うこと。
- (ク) 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置する等、苦情解決の仕組みを整備すること。
- (ケ) 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては三者協議会等で協議するものとする。

イ 調理業務

- (ア) 保育所の全ての開所日について、児童全員に給食及びおやつを提供すること。
- (イ) 調理は、保育所内で行うこと。
- (ウ) アレルギーに配慮するとともに、離乳食・配慮食等に対応すること。特に、移管前に実施していた除去食・代替食対応については、当該児童が在籍している間は継続すること。なお、移管前に在籍していた児童が保育を修了した後も、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応に努めること。
- (エ) 前3号が遵守できる場合は、調理業務委託を行うことも可能とする。

2 職員の配置について

児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり施設長及び保育経験のある保育士の配置等を条件とする。

(1) 施設長

施設長は、専任とし、他の施設と兼務しないこと。健全な心身を有し、福祉事業に熱意があり、園を適切に運営できる者とする。保育事業の適性かつ円滑な推進を図るため、次のいずれかの要件を具備している者とする。

ア 児童福祉事業に5年以上従事した者

イ 保育士の資格を有し、5年以上実務経験がある者

前2号のほか、移管法人が運営する保育園等での勤務経験が5年以上あることが望ましい。

(2) 主任保育士

主任保育士は、保育士として高度の知識、経験を有するとともに、施設長を補佐する。また、施設長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

移管法人が運営する保育園等での勤務経験が5年以上あることが望ましい。

(3) 保育士

常勤保育士は、移管法人が運営する保育園等での勤務経験がある者を配置するよう努めること。(ここでいう常勤保育士とは、児童福祉法施行令(昭和23年

政令第74号)第16条による登録を受けた者で、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者とする。)

(4) 調理員

ア 調理員は、2人以上配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができる。

イ 調理員は、調理師又は栄養士の資格を有する者であることが望ましい。

ウ 調理員のうち1人は、特定かつ多数の者に対して継続して食事を提供する学校、病院、福祉施設、事業所等において、調理の実務経験を1年以上有する者であることが望ましい。

(5) 嘱託医

嘱託医を配置し、入所児童の健康診断を実施すること。

3 保護者からの費用徴収について

保護者から徴収できる費用は次のとおりとすること。ただし、横須賀市立保育所全体における変更がある場合はそれに準じること。

ア 移管前に徴収していた給食費、行事、教材等にかかる実費相当額。

＜参考＞田浦保育園の給食費

4,500円(内訳)主食0円、副食4,500円

イ 延長保育の実施に伴う利用料金(他の公立保育園の基準と同じ金額にすること)

＜参考＞田浦保育園の延長保育料金

1回につき200円(30分単位) 月上限額12,000円

ウ 新たな保育サービスに伴う実費相当額。ただし、三者協議会等で保護者の理解を得るとともに、あらかじめ本市と協議すること。

4 自然災害への備え

以下に記載する田浦保育園の地理的状況を把握して、自然災害等に対する十分な防災対策を整えておくこと。

ア 神奈川県が作成した津波浸水想定図によると、想定される津波のうち、最大クラスの津波が発生した際の田浦保育園における浸水深は2メートル以上3メートル未満となっている。

5 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、移管法人の代表者(又は事業責任者)及び職員を出席させること。

(2) 三者協議会への参画

令和7年4月以降、保護者代表、移管法人、本市で構成する保育所の三者協議会に参画すること（移管前の1年間は5回程度、移管後の1年間は3回程度の開催）。なお、移管前は本市が、移管後は移管法人が主催して運営すること。

(3) 移管法人が運営する保育所等の見学

移管法人として決定後、保護者からの希望があれば応じること。

(4) 引継ぎ・共同保育

民間移管に伴い、移管法人への円滑な引継ぎを図るため、移管前保育所の職員及び移管法人が派遣する職員と共同で保育等を実施し、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため、引継ぎ・共同保育を行う。

引継ぎ・共同保育を実施する期間において、本市が指定する職員（施設長予定者・主任保育士予定者及び保育士等）を、移管前保育所に派遣すること。

(5) 引継ぎ・共同保育に参加した職員の移管後の勤務について

移管前の引継ぎ及び共同保育に参加した職員は、移管後も継続して当該保育所に勤務し職務に従事すること。なお、勤務を継続できない事情が生じた場合は、事前に三者協議会に報告するなど保護者の理解を得ること。

(6) 制度変更時の保護者周知について

「保育所等の無償化措置」等制度変更があった場合は、すみやかに保護者への周知に努めること。

(7) その他、民間移管に向けて、移管法人が行う手続き等

民間移管にあたっては、移管法人において事業認可等必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、移管法人が負担すること。

6 民間移管後の取組みへの協力等

移管法人は、移管後の運営状況等について、本市の求めがあれば報告すること。また、次の取組みを行うこと。

- ア 本市保育士等による訪問への協力
- イ 三者協議会の開催
- ウ 保護者アンケートの実施への協力
- エ 福祉サービス第三者評価の受審及び結果公表
- オ 本市が行う移管後の検証への協力

法人選考方法について

1 選考の基準について

1次選考～3次選考まで審査を行います。

(選考基準については、「資料7 田浦保育園民間移管にかかる選考基準(一次選考・二次選考)」、「資料8 田浦保育園民間移管にかかる実地調査選考基準等(三次選考)」をご確認ください。)

2 1次選考(事務局による書類審査、税理士による財務審査)

【1次選考・配点と評価項目】

選考方法	配点	評価項目
書類審査、財務審査	4	1 法人の理事長等
	24	2 運営主体の状況
	8	3 移管後の職員
	11	4 施設整備の適切性
	8	5 財務状況
合計	55	

【1次選考の通過条件】

- ① 応募資格を満たしていること。
- ② 提出書類がすべて揃っており、不備・不足がないこと。
- ③ 評価点の合計点が満点の60%以上であること。
- ④ 評価項目ごとの評価の中にD評価がないこと。(評価はA・B・C・Dの4段階)

3 2次選考(委員による書類審査、プレゼンテーション、面接)

(1) 委員による書類審査

公立保育園移管法人選考委員会委員が提出書類により審査を行います。

(2) 応募法人によるプレゼンテーション

応募法人から、今回の応募に対する意気込み、保育理念、運営している保育所等の特徴、提出書類に記載しきれなかった部分について、プレゼンテーションをしていただきます。

【プレゼンテーションについて】

- ・ 1法人あたり15分以内とします。
- ・ 提出資料の内容に基づき、実施してください。資料の追加配布は不可とします。
- ・ パソコン、プロジェクター及びパワーポイントの使用を可とします。使用する場合は、申込書類提出時に事務局までお申し出ください。詳細は、追って連絡しま

す。

- (3) 委員による面接（法人代表者又は事業責任者、施設長予定者、主任保育士予定者）
プレゼンテーション終了後、全委員による面接を実施します。法人代表者又は事業責任者、施設長予定者、主任保育士予定者は必ずご出席ください。

【2次選考・配点と評価項目】

選考方法	配点	評価項目
書類審査、 プレゼンテーション	18	1 保育理念・目標・基本方針・保育の姿
	6	2 移管後の取り組み方針
	15	3 施設整備の考え方
小計	40	
面接	10	良好な保育所運営のために
	7	施設長の役割、組織マネジメント
	5	配慮を要する児童への対応
	5	保護者支援
	5	人材育成
	5	保護者の意向を踏まえた提案
	3	苦情対応体制・個人情報取り扱い
小計	40	
合計	80	

(4) 2次選考の通過条件

- ① 参加委員の評価点の合計点が満点の60%以上であること。
- ② 評価項目ごとの評価の中にD評価がないこと。
- ③ 評価点の合計順に上位3法人までを選抜する。（なお、3法人に満たない場合でも、3次選考は実施する。）

4 3次選考（実地調査）

（1）3次選考の実施方法

3次選考は、2次選考を通過した法人が運営する保育所において実地調査を行います。実地調査時には、「資料8 田浦保育園民間移管にかかる実地調査選考基準等(3次選考)」にある必要書類をご準備いただきます。

実施日程を含む詳細は、2次選考を通過した後、通知します。

【3次選考・配点と評価項目】

選考方法	配点	評価項目
実地調査	32	I 子ども本人の尊重（16問）
	58	II 保育の実施内容（29問）
	6	III 地域支援機能（3問）
	4	IV 開かれた運営（2問）
	6	V 人材育成・援助技術の向上（3問）
	4	VI 経営管理（2問）
	8	VII その他評価ポイント（4問）
合計	118	

※ 配点はA＝2点、B＝1点、C＝0点。

※ 評価領域VIIについては、その他の評価できるものがあつた場合、最高4個記載可能。（◎：+2、○：+1、△：-1、×：-2）

（2）3次選考の通過条件

参加委員の評価点の合計点が満点の60%以上であること。

5 法人決定

3次選考の通過法人が2つ以上の場合、2次選考及び3次選考の合計点が最も高い法人に決定する。なお、前記合計点が同じであつた場合は、くじびきにより法人を決定する。

項目	基準		点数	備考	
1 法人の理事長等	代表者・事業責任者	社会福祉事業について学識経験を有する者	あり	1	法人の理事長等 (1) 社会福祉事業について学識経験を有する者 ① 社会福祉関係の行政に従事した者 ② 社会福祉施設の施設長。または5年以上の従事経験がある者 ③ 公認会計士、税理士及び弁護士で社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 (2) 地域の福祉関係者 ① 自治会、町内会、婦人会及び商店会の役員でその者の参画により円滑な施設運営や保育福祉事業の遂行が期待できる者 ② 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員 ③ 民生委員・児童委員 【確認する書類等】 ・運営状況書「役員構成・履歴書」
			なし	0	
	理事	社会福祉事業について学識経験を有する者	4分の1以上	1	
			4分の1未満	0	
		地域の福祉関係者	あり	1	
			なし	0	
	監事・監査役	財務諸表を監査しうる者、社会福祉事業について学識経験を有する者	適格者が含まれている	1	
			適格者が含まれていない	0	
	2 運営主体の状況	施設監査	良好（要改善事項無し。ただし軽微な指摘事項を除く）	2	
			要改善事項はあったが、現在では改善されている 監査を過去3年以内に受けていない（ただし、法人の責によらないもの）	1	
同内容の要改善事項が継続的にあり、現在も改善されていない 重大な要改善事項が過去3年以内にある			0		
監査を過去3年以内に受けていない			0		
既設施設の保育水準		障害児保育	実施（継続して利用児童あり）	3	
			実施（現在利用児童あり） または、過去3年間すべてに継続して利用児童あり） 実施（過去3年間に利用児童あり） その他	2 1 0	
		一時保育	実施	1	
			未実施	0	
		乳児の保育	産休明け保育あり	2	
			0歳児保育あり 未実施	1 0	
		子育て支援事業	実施	1	
			未実施	0	
		開所時間	移管条件を満たす（13時間）	2	
			保育標準時間以上（11時間以上13時間未満） 保育標準時間未満（11時間未満）	1 0	
主食の提供		実施	1		
		未実施	0		
保育の質の向上		リスクマネジメントの整備	あり なし	1 0	
		苦情解決規程の整備	あり なし	1 0	
		福祉サービス第三者評価	受審（5年以内） なし	1 0	
正規職員の構成		正規職員（保育士）の人数	国の保育士配置基準を超える	2	
	国の保育士配置基準と同じ		1		
	国の保育士配置基準を下回る		0		
	勤務年数5年以上の者	良好（40%以上）	2		
		ほぼ良好（33%以上） 良好でない（33%未満）	1 0		
	勤務年数10年以上の者	良好（15%以上）	2		
ほぼ良好（10%以上） 良好でない（10%未満）		1 0			
所在地・運営施設	法人本部	横須賀市内	1		
		横須賀市外	0		
	運営している認可保育所等	横須賀市立保育所の民間移管園を運営している	2		
		上記には該当しないが、横須賀市内で認可保育所等を運営している 横須賀市内で認可保育所等を運営していない	1 0		
3 移管後の職員	施設長	法人園での勤務経験が5年以上	2		
		法人園での勤務経験が2年以上5年未満	1		
		法人園での勤務経験が2年未満	0		
		認可保育所等での保育士経験12年以上	1		
		認可保育所等での保育士経験12年未満	0		
		認可保育所等での施設長経験3年以上 認可保育所等での施設長経験3年未満	1 0		
	主任	法人園での勤務経験が5年以上	2		
		法人園での勤務経験が2年以上5年未満	1		
		法人園での勤務経験が2年未満	0		
		認可保育所等での保育士経験10年以上 認可保育所等での保育士経験10年未満	1 0		
	職員	法人園での勤務経験がある職員がいる	1		
		法人園での勤務経験がある職員がいない	0		

4 施設整備の適切性	必置の設備（保育室等）		最低限の基準を満たしたうえで、ゆとりがある。	2	<table border="1"> <tr><th>合計得点</th><th>評価</th></tr> <tr><td>9～11</td><td>→ A</td></tr> <tr><td>6～8</td><td>→ B</td></tr> <tr><td>2～5</td><td>→ C</td></tr> <tr><td>1以下</td><td>→ D</td></tr> </table> <p>※ただし、必置設備の最低基準を満たしていない場合はD評価とする。</p>	合計得点	評価	9～11	→ A	6～8	→ B	2～5	→ C	1以下	→ D
			合計得点	評価											
			9～11	→ A											
	6～8	→ B													
	2～5	→ C													
	1以下	→ D													
	最低限の基準を満たしている	1													
	最低限の基準を満たしていない	0													
	努力義務の設備	駐車場	ある（敷地内に整備）	2											
			ある（敷地外に別途確保）	1											
			ない	0											
		調乳室	ある	1											
			ない	0											
			ある	1											
設置が望ましい設備	沐浴室	ある	1												
		ない	0												
	相談室	ある	1												
		ない	0												
調理前室	調理前室	ある	1												
		ない	0												
	調理員専用トイレ	ある	1												
		ない	0												
	調理員休憩室	調理員休憩室	ある	1											
			ない	0											
食品庫		ある	1												
		ない	0												

<移転用地に建設予定の新園舎について>
・児童福祉施設としての設備基準を満たす提案ができていないか。
・事業計画書3 「施設整備に関する調書」
・児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

※ただし、必置設備の最低基準を満たしていない場合はD評価とする。

5 財務状況	法人の経営成績		法人全体の経営成績に不安要素はない	4	<table border="1"> <tr><th>合計得点</th><th>評価</th></tr> <tr><td>8</td><td>→ A</td></tr> <tr><td>6</td><td>→ B</td></tr> <tr><td>4</td><td>→ C</td></tr> <tr><td>2以下</td><td>→ D</td></tr> </table> <p>※ただし、どちらかが0点の場合は、D評価とする。</p>	合計得点	評価	8	→ A	6	→ B	4	→ C	2以下	→ D
			合計得点	評価											
			8	→ A											
	6	→ B													
	4	→ C													
	2以下	→ D													
	法人全体の経営成績に大きな不安要素はない	2													
	法人全体の経営成績に大きな不安要素がある	0													
	法人の財政状態		法人全体の財政状態に不安要素はない	4											
法人全体の財政状態に大きな不安要素はない			2												
法人全体の財政状態に大きな不安要素がある			0												

【確認する書類】
・運営状況書「法人の財務状況」、財務諸表
財務諸表（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表）に基づき、近年の経営成績及び財政状態を評価。 将来の安定的経営の可能性に関する判断材料とする。
(1)法人の経営成績
一定期間の経営成績を評価。（収支計算書により複数年度の経営活動による成果を把握。また、時系列で比較することにより傾向を把握。）
(2)法人の財政状態
財政状態の健全性を評価。（貸借対照表により財政的健全性、資金的余力等を把握。また、時系列で比較することにより傾向を把握。）

※ただし、どちらかが0点の場合は、D評価とする。

※1 それぞれの評価の中で、1項目でもDがある法人については、最終的な評価を選考対象外とする。

※2 すべての応募法人が※1に該当する場合は、選考を停止するものとする。

【参考資料】保育所保育指針、横須賀市公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程

横須賀市立田浦保育園 民間移管にかかる移管法人選考基準【2次選考／プレゼンテーション・面接】

項目	基準	点数		備考										
1 保育理念・目標・基本方針・保育の姿	移管予定保育所の現況と合致しており、優れた保育の取組となっている	13～18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計得点</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13～18</td> <td>→ A</td> </tr> <tr> <td>9～12</td> <td>→ B</td> </tr> <tr> <td>5～8</td> <td>→ C</td> </tr> <tr> <td>0～4</td> <td>→ D</td> </tr> </tbody> </table>	合計得点	評価	13～18	→ A	9～12	→ B	5～8	→ C	0～4	→ D	保育理念・目標・基本方針・保育の姿 <評価の視点> ・保育理念や目標、基本方針、保育の姿が子どもを主体としたものになっているか。 ・移管予定保育所を無理なく引き継ぐことができるか。 ・様々な体験を重視した保育活動を実施しているか。 ・生活や遊びの空間など、子どもが快適に過ごせる環境を確保出来ているか。 ・障害児、アレルギー児など配慮が必要な児童に対する的確な考え方があり、適切な対応が取れる体制があるか。 ・異年齢交流が保育に取り入れられているか。 ・給食に対する考え方、食育についての取組状況は適切か。 ・地域における保育所の役割をどのように考えているか。 ・理念を実現し、職員一人ひとりが保育の専門性を高めるための具体的な取り組みをしているか、またそれに対し、施設長がどのような役割を果たしているか。 ・健康管理・衛生管理・安全管理のマニュアルなどが適切に保育に取り入れられているか。 ・保護者への情報提供、保護者との連携、保護者の保育参加等が適切に行われるか。 【上記の視点を確認する書類等】 ・運営状況書「実地調査希望保育所の保育の状況」 ・事業計画書1「移管希望保育所の運営の考え方」 ・全体の計画、指導計画、入園のしおりまたは重要事項説明書、添付写真、マニュアル等
	合計得点	評価												
	13～18	→ A												
	9～12	→ B												
5～8	→ C													
0～4	→ D													
移管予定保育所の現況と、合致している	9～12													
移管予定保育所の現況と、概ね合致している	5～8													
移管予定保育所の現況と、かい離している	0～4													
2 移管後の取り組み方	サービスの向上について	0～4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計得点</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～7</td> <td>→ A</td> </tr> <tr> <td>3～4</td> <td>→ B</td> </tr> <tr> <td>1～2</td> <td>→ C</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>→ D</td> </tr> </tbody> </table>	合計得点	評価	5～7	→ A	3～4	→ B	1～2	→ C	0	→ D	・保護者への情報提供、保護者との連携、保護者の保育参加等が適切に行われるか。 【上記の視点を確認する書類等】 ・運営状況書「実地調査希望保育所の保育の状況」 ・事業計画書1「移管希望保育所の運営の考え方」 ・全体の計画、指導計画、入園のしおりまたは重要事項説明書、添付写真、マニュアル等
	合計得点	評価												
5～7	→ A													
3～4	→ B													
1～2	→ C													
0	→ D													
保護者からの要望に関する対応について	0～3													
3 施設整備の考え方	新園舎の保育環境	0～5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計得点</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12～15</td> <td>→ A</td> </tr> <tr> <td>8～11</td> <td>→ B</td> </tr> <tr> <td>4～7</td> <td>→ C</td> </tr> <tr> <td>0～3</td> <td>→ D</td> </tr> </tbody> </table>	合計得点	評価	12～15	→ A	8～11	→ B	4～7	→ C	0～3	→ D	移転用地に建設予定の新園舎について ・保健衛生及び危害防止を考慮した保育環境の提案ができていないか。 <提案の例> 採光・換気についての工夫、指詰め防止策、調理員・園児等の動線の工夫 不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策 ガラスへの衝突防止、建具などの面取り等、感電防止策、転落防止策 進入防止策、階段等の安全対策、覗き見防止策、開き戸の安全対策 【確認する書類】事業計画書3 新築予定園舎等の状況調査書 ・新園舎建築や公園の利用について、近隣住民に対する十分な協議・調整を行う提案となっているか。 ・公園管理に支障のない施設整備を提案できているか。 ・公園管理への協力について提案や工夫はあるか。 ・園庭代替地として公園を使用する場合、公園利用者への配慮があるか。 ・公園利用者の安全に配慮した保護者送迎の動線は確保されているか。 ・工事の安全・騒音対策はとられているか。 【確認する書類】事業計画書3 新築予定園舎等の状況調査書、工程表、図面・予算書等の参考資料
	合計得点	評価												
	12～15	→ A												
8～11	→ B													
4～7	→ C													
0～3	→ D													
公園管理や近隣住民等への配慮	0～5													
整備計画の実現性	0～5													
面接（法人代表者（又は事業責任者）、施設予定長、主任保育士予定者）	良好な保育所運営のために	10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計得点</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31～40</td> <td>→ A</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>→ B</td> </tr> <tr> <td>11～20</td> <td>→ C</td> </tr> <tr> <td>0～9</td> <td>→ D</td> </tr> </tbody> </table>	合計得点	評価	31～40	→ A	21～30	→ B	11～20	→ C	0～9	→ D	・法人の運営は、社会福祉の理念に沿っているか ・法人の代表者等が移管に向けた熱意や社会福祉に関する見識を有しているか、また保育所運営に対する熱意を有しているか ・保育所保育の基本を理解しているか ・法人組織として保育所をしっかり見守り、サポートするためどのように取組んでいるか ・法人の理念を職員に浸透させ、どのように保育に反映しているか ・職員の自己研鑽に対する援助や助言を行っているか ・保護者、子どもが置かれている現状認識等、職員間で保育所課題について共通理解を深め、改善に努めているか ・経験年数に応じた役割を担わせているか ・障がい児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っているか ・アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができていないか ・虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心がけているか ・配慮を要する子どもへの対応について、職員間で共通認識ができていないか ・子どもや保護者の視点に適切な支援が期待できるか ・関係機関との連携が図れているか ・職員の資質向上について、具体的な考えがあるか ・保護者の意向を理解し今後の保育所運営にどのように反映させようと考えているか ・要望や苦情に対して真摯に向き合う姿勢があるか ・守秘義務や個人情報取扱いの重要性を認識できているか
	合計得点	評価												
	31～40	→ A												
	21～30	→ B												
	11～20	→ C												
	0～9	→ D												
	施設長の役割 組織マネジメント	7												
配慮を要する児童への対応	5													
保護者支援	5													
人材育成	5													
保護者の意向を踏まえた提案	5													
苦情対応体制 個人情報取り扱い	3													

※1 それぞれの評価の中で、1項目でもDがある法人については、最終的な評価を選考対象外とする。

※2 すべての応募法人が※1に該当する場合は、選考を停止するものとする。

【参考資料】保育所保育指針、横須賀市公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程

※ 各評価項目の詳細な判断基準については、「申込様式7」をご参照ください。

※実地調査で用意していただく書類は、既存のものをご用意ください。
(無い場合、新たに作成していただく必要はありません)

評価領域Ⅰ 子ども本人の尊重

- 評価分類 I-1 保育方針の共通理解と全体的な計画等の作成
I-2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施
I-3 快適な施設環境の確保
I-4 一人一人の子どもに個別に対応する努力
I-5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取り組み
I-6 苦情解決体制

【実地調査で用意していただく書類】

- 全体的な計画、年間・月間・障害児カリキュラム
- 会議の記録ノート(職員・カリキュラム・乳幼児会議など)
- 保育日誌(各クラス・個人記録)
- 経過記録、保育要録
- 個別配慮のための各種マニュアル
- 苦情対応記録・苦情解決マニュアル
- 第三者委員の周知(掲示を確認)

評価領域Ⅱ 保育の実施内容

- 評価分類 II-1 保育内容
II-2 健康管理・衛生管理・安全管理
II-3 人権の尊重
II-4 保護者との交流・連携

【実地調査で用意していただく書類】

- 献立表、給食日誌
- 年間・月間・障害児カリキュラム、保育日誌
- 散歩記録、散歩マップ
- 健康マニュアル、健康観察内容など毎日確認する内容が記載されている書類
- 各種マニュアル(衛生管理、感染症対策、安全管理、事故対応、防災対策、不審者対応等)
- 避難訓練計画表、実施記録
- 研修計画書及び研修記録
- 重要事項説明書
- 連絡ノート、クラスノート、園だより、年間行事予定表等
- 懇談会、面談、相談記録

評価領域Ⅲ 地域支援機能

- 評価分類 III-1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供
III-2 保育所の専門性を活かした相談機能

【実地調査で用意していただく書類】

- 子育て支援計画と実施記録
- 育児講座などのチラシや記録

評価領域Ⅳ 開かれた運営

- 評価分類 IV-1 保育所の地域開放・地域コミュニティへの働きかけ
IV-2 保育内容等に関する情報提供

【実地調査で用意していただく書類】

- 重要事項説明書(入園のしおり)
- 幼保小などの交流記録
- 保育所のパンフレット

評価領域Ⅴ 人材育成・援助技術の向上

- 評価分類 V-1 職員の人材育成
V-2 職員の技術の向上

【実地調査で用意していただく書類】

- 研修計画書及び研修記録
- 保育士の自己評価及び保育所の自己評価について記載されている書類

評価領域Ⅵ 経営管理

- 評価分類 VI-1 経営における社会的責任
VI-2 施設長のリーダーシップ・主任の役割等

評価領域Ⅶ その他評価ポイント

【参考資料】 保育所保育指針、横須賀市公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程(標準)

引継ぎ・共同保育について（案）

1 引継ぎ・共同保育の期間・頻度・参加者・内容

期間	参加者	頻度	引継ぎ・共同保育の内容
令和7年 4月 ～12月	施設長予定者 主任保育士予定者 【計2人】	週1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通して、園内及び保育園周辺的环境を把握し、季節に応じた保育の引継ぎを行う ・ 日常の保育について引継ぎを行う ・ 送迎等を通じて、保護者と十分なコミュニケーションをとる機会を確保する ・ 保育園近隣の住民や関係機関との関係を構築する ・ 次年度のクラス担任を決定する際の参考にするため、各クラスの特徴をつかむ
令和8年 1月 ～3月	施設長予定者 主任保育士予定者 各クラス（0～5歳）1名 【計8人】	週5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のスケジュールで移管先法人職員がクラスの運営を行う 1月：1日の流れを知り、現職員と連携して保育する 2月：部分的にクラス運営を行い、様子を把握する 3月：1日を通したクラス運営を行い、一日の流れを把握する ・ 担任予定クラスの子どもの特徴（性格、アレルギーの有無、園における過ごし方等）を把握する ・ 園児が新しい担任に慣れる期間を確保する ・ 障がい児等特別な配慮を要する園児の対応の引継ぎを行う ・ クラス担任各者が通常勤務・早番・遅番に入り、全ての保護者と面識を持ち、信頼関係を構築する ・ 毎月実施される行事（誕生会、避難訓練、園外保育等）の引継ぎを行う ・ 年間行事及び地域交流活動に参加する ・ 5歳児クラスの担任については、上記に加えて、園児の就学がスムーズに行くように幼小連携についても引継ぎを行う（引継いだ内容については、次年度の5歳児の担任にしっかり伝えること）

2 共同保育期間中（令和8年1月～3月）の情報交換について

- クラスごとに移管前の担任から移管後の担任予定者に対して、情報交換を行う機会を少なくとも週に1回設けること。
- クラスごとに実施した情報交換のうち、特に必要があると考えられる情報について、園全体で情報交換を行う機会を少なくとも月1回設けること。また、その機会について、記録を残し、市に報告すること。

3 引継ぎ・共同保育の費用の支払いについて

引継ぎ・共同保育の部分について、本市と委託契約を結んでいただきます。その経費については、市が令和7年度予算の範囲で必要と認める額を支払います。

4 引継ぎ・共同保育期間中（令和7年4月～令和8年3月）の事務室・控室について

本市で確保します。詳細は、移管法人確定後、本市と協議することとします。

横須賀市立田浦保育園の建て替え・民間移管に係る施設整備等に関する覚書

横須賀市（以下「甲」という。）と〇〇法人〇〇（以下「乙」という。）は、「横須賀立市田浦保育園の建替え・民間移管に係る新設保育園の移管法人募集要項」（以下「募集要項」という。）に規定する新設保育園（以下「新設保育園」という。）の整備等について、甲乙間において次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、新設保育園の整備等に関する事項を定め、円滑な移行を図ることを目的とする。

（遵守事項）

第2条 乙は、新設保育園の整備にあたって、別紙「横須賀市立田浦保育園の建て替え・民間移管に係る施設整備の諸条件」の内容並びに甲・乙・保護者で構成する三者協議会で決定した事項を遵守するものとする。

2 乙は、横須賀市立田浦保育園（以下、「田浦保育園」という。）の建替え・民間移管に係る新設保育園の移管法人募集に申込みをした際に提出した事業計画書の内容を変更する場合は、真にやむを得ない場合に限り、甲の承認を得た上で行うこと。

3 そのほか、甲が乙に対し行う民間移管に関する指導、要請等については、原則として従うこと。

（有効期間）

第3条 この覚書の効力は、本覚書締結日から 令和8年3月31日までとする。

（施設整備）

第4条 乙は、本覚書の締結後は速やかに整備準備に着手することとし、新設保育園整備の履行期限は令和8年3月31日とし、開園は令和8年4月1日とする。

2 乙は、令和8年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分に設けるため、令和8年2月末日までに新設保育園の園舎を完成させるとともに、補助金を活用して整備を行う場合は令和8年3月10日までに乙が指定する所定の完了検査を受けること。

3 募集要項に定める施設整備に対して、予算の範囲内において、甲が乙に対して所要の額を補助するものとする。

(整備用地の貸付)

第5条 新設保育園の整備・運営に係る用地は、都市公園法及び横須賀市都市公園条例等の関係法令に基づき、甲が乙に対し有償で占用させるものとする。

2 用地の占用にあたっては、乙は甲に対し占用許可申請書を提出し、甲から占用許可を受けること。

(工事等の進捗状況の報告)

第6条 乙は、甲に対して、工事等の進捗状況を原則として毎月報告しなければならない。その他、甲は、必要に応じ工事等の進捗状況の報告を乙に求めることができる。その場合、乙は、速やかに甲に報告しなければならない。

(工事契約等の手続き)

第7条 補助金を活用して新設保育園の整備を行う場合において、乙は、整備に係る契約を、「横須賀市契約規則」を参考に、乙の経理規程に従って適正に執行するよう努めなければならない。

(説明責任等)

第8条 乙は、地元自治会等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音等の環境面に配慮しなければならない。また、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、乙の責任において誠意をもって対応するものとする。

(移管法人決定の解除)

第9条 甲は、乙が以下のいずれかに該当した場合は、移管法人の決定を解除することができる。

- (1) 別紙「横須賀市立田浦保育園の建て替え・民間移管に係る施設整備の諸条件」、横須賀市児童福祉施設の設備及び運営等に関する基準を定める条例で規定している設置認可基準及び関係法令に反した場合
- (2) 乙がその責めに帰すべき理由により施設整備に着手しない場合
- (3) 期限までに施設整備を完了し、令和8年4月1日に認可保育所を開園する見込みのない場合
- (4) 乙が運営する施設で、法令違反等、重大な信用失墜行為が確認された場合

2 甲は、解除権を行使した場合は、田浦保育園の民間移管に伴い乙が負担した費用及び乙が被った損害の一切を補償しないものとする。

3 甲が解除権を行使した場合に、田浦保育園の民間移管に伴い甲が負担した費用及び甲が被った損害を乙に求償することができる。

4 乙が、前項までに規定する事由以外で移管法人の決定を辞退する場合は、甲

の指定する期間内に、その時点までに甲が負担した費用及び甲が被った損害を補償しなければならない。

(信義誠実の原則)

第10条 乙は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

(損害賠償)

第11条 第9条の規定に基づく補償のほか、乙がこの覚書で定めた事項を履行しないために甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第12条 乙は、甲が第9条の規定に基づきこの覚書を解除した場合は、第5条第1項の規定に基づき貸付を行った物件を原状に回復しなければならない。ただし、原状復帰の必要がないと甲が認めた場合には、甲が指定する日まで現況有姿にて甲に無償譲渡するものとする。

(その他)

第13条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和6年12月●日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市長 上地克明 印

乙

案

横須賀市立田浦保育園建て替え・民間移管に係る保育所運営に関する覚書

横須賀市（以下「甲」という。）と〇〇法人〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年4月1日をもって乙に移管する横須賀市立田浦保育園（以下、「田浦保育園」という。）の移管後の運営について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（遵守項目）

第1条 乙は移管後の田浦保育園の運営にあたって、別紙の「横須賀市立田浦保育園の民間移管に係る運営内容の諸条件」の内容を遵守するものとする。

（協議内容の履行）

第2条 乙は移管後の保育園の運営にあたって、甲、乙及び当該保育所の保護者からなる三者協議会において合意した内容を誠実に履行するものとする。

（効力の発生）

第3条 この覚書の効力は、令和6年12月1日より発生するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第5条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和6年12月●日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市長 上地克明 印

乙

○公立保育園移管法人選考委員会条例

平成30年3月29日

条例第6号

公立保育園移管法人選考委員会条例をここに公布する。

公立保育園移管法人選考委員会条例

(設置)

第1条 公立保育園の運営を移管する法人の選考に関し、市長の諮問に応ずるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市公立保育園移管法人選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育園の運営に関し専門的知識を有する者
- (3) 運営を移管する保育園の利用者の代表者
- (4) 運営を移管する保育園が存する地域の住民の代表者
- (5) 市職員

3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定め

る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

令和3年9月21日

条例第58号

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例をここに公布する。

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(平成24年横須賀市条例第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基準の目的)

第2条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、人権に配慮され、かつ、明るく、衛生的な環境の下において、適切な教育を受け、豊かな専門性を備えた職員の援助により、その最善の利益が図られるとともに、心身ともに健やかにして、生きる力や育つ力が育まれるような支援を保障するものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第45条第1項前段に規定する条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)で定める基準(省令第21条第7項及び第32条の2に規定する基準を除く。)のとおりとする。

2 この条例に規定する児童福祉施設に配置する職員の基準については、省令附則第94条から第97条まで及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項に規定する特例は、適用しない。

(児童福祉施設の設備の基準)

第4条 児童福祉施設には、必要に応じ、駐車場を設けるよう努めるものとする。

(乳児院の設備の基準)

第5条 乳児院には、必要に応じ、調乳室及び屋外遊戯場を設けるよう努めるものとする。

(乳児院の職員)

第6条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)における看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.3人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼

児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね3人につき1人以上(これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上)とする。

(保育所の設備の基準)

第7条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室(ほふく室を兼ねるものを含む。次項において同じ。)、医務室、調理室及び便所を設けるものとする。また、必要に応じ、調乳室及び浴室を設けるよう努めるものとする。

2 乳児室は、その面積が乳児又は前項の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるものとする。

3 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、必要に応じ、浴室を設けるよう努めるものとする。

4 保育所には、必要に応じ、相談室を設けるよう努めるものとする。

(保育所の職員)

第8条 保育所における保育士の数は、1人に、乳児おおむね2.57人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね4.5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5.2人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね18人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね27人につき1人以上を加えた数とする。

2 市長が別に定める障害児の受入れを行う保育所においては、前項に定める保育士の数のほか、当該障害児である乳幼児おおむね4.5人につき1人以上の保育士を置くこととする。

(児童養護施設の設備の基準)

第9条 児童養護施設は、必要に応じ、児童の居室の1室の定員を1人とするよう努めることとする。

2 児童養護施設は、必要に応じ、少数の居室並びに当該居室に近接して設けられる居間、食堂等の入所している児童が相互に交流できる場所及び台所、浴室、便所その他の必要な設備を一体として構成した上で、児童に対する支援が行われるよう努めるものとする。

3 児童養護施設には、必要に応じ、屋外遊戯場を設けるよう努めるものとする。

(児童養護施設の職員)

第10条 児童養護施設における児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.3人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね3人につき1人以上、少年おおむね4人につき1人以

上とする。

- 2 児童養護施設における看護師の数は、乳児おおむね1.3人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(その他の事項)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

横須賀市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として行う就学前教育・保育施設整備事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、施設整備とは、別表第1に掲げるものをいう。

(補助対象施設等)

第3条 補助金の交付対象となる施設整備を実施する施設の設置主体及び施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1に掲げる賃貸物件による保育所等改修及び防犯対策整備の場合
市内に設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の保育所若しくは法第34条の15第2項の小規模保育事業所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項の幼保連携型認定こども園を整備する者であって、継続的に保育を実施できるもの。ただし、幼保連携型認定こども園の賃貸物件による保育所等改修については保育を実施する部分（以下「保育所部分」という。）に限る。

(2) 前号以外の施設整備の場合

- ア 社会福祉法人が市内に設置する法第35条第4項の保育所若しくは法第34条の15第2項の小規模保育事業
- イ 学校法人又は社会福祉法人が市内に設置する認定こども園法第2条第7項の幼保連携型認定こども園
- ウ 学校法人又は社会福祉法人が市内に設置する認定こども園法第3条第2項第2号の保育所型認定こども園における教育を実施する部分（以下、「教育部分」という。）（同法第3条第1項に基づく神奈川県知事の認定を受けたものに限る。）
- エ 学校法人又は社会福祉法人が市内に設置する認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号の幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の幼稚園における教育部分
- 2 前項の施設整備を実施する施設は、補助金交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであ

るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、施設整備のうち別表第2に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(3) 職員の宿舎に要する費用

(4) 防犯対策以外を目的とした整備に要する費用（防犯対策整備に限る。）

(5) 補助事業についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額

(6) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、工事請負契約等を締結する単位ごとに、前条の規定により算出した補助対象経費の実支出額の合計額又は総事業費から収入額（寄附金を除く。）を控除した額のいずれか低い方の額と、次に掲げる区分に応じて算出した基準額の合計額とを比較して、低い方の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

なお、幼保連携型認定こども園においては、当該認定こども園における保育所部分及び教育部分について前条の規定により算出した補助対象経費の実支出額の合計額又は総事業費から収入額（寄附金を除く。）を控除した額のいずれか低い方の額をそれぞれ合計した額と、同様に保育所部分及び教育部分について次に掲げる区分に応じて算出した基準額の合計額をそれぞれ合計した額とを比較して、低い方の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(1) 別表第1に掲げる大規模修繕等の場合 対象経費の実支出額を基準額とする。

(2) 別表第1に掲げる防犯対策整備の場合

ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合 対象経費の実支出

額（30万円以上の場合に限る。）を基準額とする。

イ 非常通報装置、防犯カメラの設置等の場合 対象経費の実支出額（30万円以上の場合に限る。）と 180万円を比較していずれか低い方の額を基準額とする。

（3）前2号以外の場合

ア 対象施設が第3条第1項第2号ア、イ、エ又はオに規定する施設の場合 別表第3により算出した額を基準額とする。

イ 対象施設が第3条第1項第2号ウに規定する施設の場合 別表第4により算出した額を基準額とする。

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該施設整備の内容について、事前に市長と相談するものとする。

2 前項の相談に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

（1）施設の部門別面積表

（2）案内図（位置図）、配置図、平面図

（3）現況写真（創設にあつては建築予定地のもの）

3 前項の規定にかかわらず、第2条第7号の事業については、第1項の相談に当たって、計画図を提出するものとする。

4 市長は、第1項の相談を受けたときは、法令等に基づき、必要な指導を行うものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

（1）設計・監理業務委託契約書の写し

（2）賃貸借契約書の写し（賃貸物件の工事をする場合に限る。）

（3）建築許可証の写し（建物を新築する場合に限る。）

（4）当該整備事業に係る工事金額見積書

（5）その他市長が必要と認めた書類

（状況報告）

第8条 工事進捗状況については別記様式1により12月末日現在の状況を翌月15日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績報告書
 - (2) 事業収支決算（見込）書
 - (3) 工事請負契約書の写し
 - (4) 支払領収書の写し又は支払請求書の写し
 - (5) 建築検査済証の写し
 - (6) 補助対象となった建物等の写真
 - (7) 補助対象となった建物の権利の帰属を証する書類
 - (8) その他市長が必要と認めた書類
- （関係書類の保存期間）

第10条 規則第9条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定による。）を経過したときは、この限りではない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税の確定に伴う補助金の返還）

第12条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税が確定した場合は、別記様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

（その他の事項）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（関係要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 保育所等整備費補助金交付要綱（平成21年4月1日制定）

(2) 横須賀市認定こども園（幼稚園機能部分）施設整備事業補助金交付要綱
（平成28年11月1日制定）

別表第1（第2条関係）

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について施設の一部改修、施設の附帯設備の改造、施設の冷暖房の設備の設置、施設の模様替、環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、特殊附帯工事、土砂災害等に備えた施設の一部改修等、耐震化等整備事業、その他施設における大規模な修繕等に係る整備をすること。（国の「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取り扱いについて」に準じて整備することに限る。）
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整備	賃貸物件による保育所等改修	賃貸物件による新たな分園の設置若しくは定員の増員により改修等をすること。ただし、小規模保育事業を行う場所に係るものを除く。
	防犯対策整備	施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラの設置又は門、フェンス等の外構の設置、修繕その他必要な安全対策に係る整備をすること。

別表第2（第4条第1項関係）

種 目	対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）及び実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については仮施設整備工事費のみ対象</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>
<p>賃貸物件による保育所等改修費等</p>	<p>保育所等の整備のために必要な工事費及び設計料とする。ただし、賃借料加算の適用を受けない賃借料が発生する場合は、当該賃借料を補助対象となる経費に含むものとする。</p>

別表 3 (第 5 条 関係)

1 本体工事補助基準額 (1 施設当たり)

(単位 千円)

区 分	基 準 額	
本体工事	定員 20名以下	131,100 (131,000)
	定員 21 ~ 30名	137,400 (137,200)
	定員 31 ~ 40名	159,750 (159,600)
	定員 41 ~ 70名	182,100 (182,000)
	定員 71 ~ 100名	236,550 (236,400)
	定員 101 ~ 130名	284,700 (284,400)
	定員 131 ~ 160名	329,550 (329,200)
	定員 161 ~ 190名	374,250 (374,200)
	定員 191 ~ 220名	415,950 (415,800)
	定員 221 ~ 250名	460,800 (460,800)
	定員 251名以上	512,100 (511,800)
設計料加算	本体工事費に係る基準額 (開設準備費加算、土地借料補助加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除く。) の 5 % の額 (1,000円未満の端数は、切り捨てる。)	
特殊附帯工事	18,060 (17,900)	
開設準備費加算金	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じたもの	
	定員 20名以下	61 (60)
	定員 21 ~ 30名	46 (44)
	定員 31 ~ 40名	37 (36)
	定員 41 ~ 70名	33 (32)
	定員 71 ~ 100名	25 (24)

	定員 101 ～130名	22 (20)
	定員 131 ～160名	21 (20)
	定員 161名以上	18 (18)
土地借料補助加算（新たに土地を賃借する場合に限る。）		52,050 (52,000)
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1の額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）	
地域の余裕スペース活用促進加算		18,600 (18,580)

2 解体撤去工事・仮設施設整備工事補助基準額（1施設当たり）

（単位：千円）

対象	区分	解体撤去工事	仮設施設整備工事
増改築 改築 大規模修繕 （仮設施設 整備工事の み）	定員 20名以下	2,623 (2,622)	4,674 (4,672)
	定員 21～ 30名	2,974 (2,976)	5,703 (5,702)
	定員 31～ 40名	3,966 (3,966)	6,912 (6,910)
	定員 41～ 70名	4,992 (4,992)	9,601 (9,602)
	定員 71～ 100名	7,041 (7,038)	14,406 (14,404)
	定員 101～ 130名	8,451 (8,450)	17,287 (17,286)
	定員 131～ 160名	10,563 (10,564)	21,609 (21,614)
	定員 161～ 190名	12,676 (12,678)	23,628 (23,628)
	定員 191～ 220名	14,788 (14,788)	27,567 (27,566)
	定員 221～ 250名	16,905 (16,902)	31,504 (31,454)

	定員 251名以上	19,017 (19,016)	35,443 (35,442)
--	-----------	--------------------	--------------------

備考

- 1 増築等の場合において、当該工事が定員のすべてに係らないものであるときの基準額は、次のとおりとする。ただし、小数点以下は切り捨てるものとする。
 - (1) 工事に係る定員が算定できる場合
(工事に係る定員÷整備後の定員)×該当する区分の基準額
 - (2) 工事に係る定員が算定できない場合
(整備後の定員×工事に係る面積÷整備後の総面積)×該当する区分の基準額
- 2 第1項の表及び第2項の表中上段の金額は国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱(以下「国要綱」という。)の規定に基づく国の負担割合が3分の2となる事業の場合の金額、下段の括弧内の金額は国要綱の規定に基づく国の負担割合が2分の1となる事業の場合の金額とする。
- 3 特殊附帯工事の対象事業については、国要綱に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。
- 4 幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊附帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、教育部分の額は計上しないこととする。

3 賃貸物件による保育所等改修補助基準額(1施設当たり)

(単位：千円)

対 象		基 準 額	
改修費等及び賃借料(敷金を除く。)	本園	利用(増加)定員 19名以下	20,280
		利用(増加)定員 20～59名	32,448
		利用(増加)定員 60名以上	60,840
	分園	利用(増加)定員 19名以下	14,196
		利用(増加)定員 20名以上	21,294

別表第4（第5条第3号関係）

区 分	1施設当たりの基準額（千円）		
	本体工事	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	83,000	1,666	2,972
定員21～30名	87,000	1,892	3,628
定員31～40名	101,400	2,522	4,398
定員41～70名	115,800	3,176	6,108
定員71～100名	150,200	4,476	9,168
定員101～130名	181,200	5,372	11,000
定員131～160名	209,400	6,720	13,750
定員161～190名	238,200	8,066	15,032
定員191～220名	264,600	9,412	17,542
定員221～250名	292,800	10,754	20,046
定員251名以上	325,600	12,102	22,554

備考

- 1 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- 2 保育所型認定こども園の教育部分を整備する場合は、当該部分の定員規模に該当する額を基準額とすること。

別記様式1（第8条関係）

就学前教育・保育施設整備事業遂行状況報告書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
住所 報告者 氏名 電話	
施設名	
工事着手日	
しゅん工予定日	
施設開設予定日	
工事進ちょく 状 況	

別記様式2(第12条関係)

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日	
(あて先)横須賀市長	
所在地 報告者 法人名 代表者の氏名 施設名	
補助金の確定額	
消費税の申告の有無	有 ・ 無
仕入控除税額の計算方法	一般課税 ・ 簡易課税
補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	
補助金返還相当額	
添付資料	

公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程（標準）

1 本園の教育・保育の基本

子どもは、横須賀の宝であり、希望です。

子どもの人生の主役は、子ども自身です。

子どもは、人として尊重され、自分の意思で人生を歩み、大人は子どもを人として尊重し、子どもの歩みを支える役割を担わなければなりません。

本園の教育・保育の基本は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条に規定する目標を達成するため、子どもの主体性及び自立性を育む教育・保育を基本とし、次の3つの子ども像の実現を通して「生きのびる力のある人」を育みます。

- ① 健康でたくましい子ども 「体」
 - くじけず、あきらめずに最後までやりぬく子ども
- ② 豊かな心の子ども 「徳」
 - 思いやりの心、感動する心を持った子ども
- ③ よく遊び学べる子ども 「知」
 - 自ら遊び、挑戦し、目的に向かいやり遂げる子ども

（1）乳幼児期にふさわしい環境

乳幼児期の子どもは、自分の生活から離れた間接的な体験や知識・技能を大人から一方的に教えられて身に付けることが難しく、自分の生活に密着した直接的かつ具体的な体験を通し、「健全な生活を送るために必要な人としての姿勢」、「人格形成の基礎となる豊かな心」、「物事に自ら主体的に関わろうとする前向きな意欲」などが培われる時期です。

このため、本園の生活は、次の5つの環境を通した教育・保育を基本とします。

- ア 子どもが挑戦することができる環境
- イ 子どもが力を出し切れる環境
- ウ 人同士で関わり合い、つくり出す活動が体験できる環境
- エ 自然体験を通した原体験ができる環境
- オ 社会や身近な地域と繋がった生活が体験できる環境

(2) 子どもの主体性及び自立性、「自分になる」過程を尊重した教育・保育

ア 子どもの主体性及び自立性

子どもの主体性や自立性を育む活動は遊びです。

遊びは、子どもが発達段階に応じて、感性を働かせたり、試したり、比べたり、人と関わる中で不思議なことを発見したり、面白いことに気付くなど、いわば、「学び方を学ぶ」活動です。

また、乳幼児期に夢中になって遊んだ体験は、主体的・対話的で深い学びに繋がります。

本園は、遊びを教育・保育活動の中心とし、保育者は子どもの活動を保障するため、教育的な要素を加えた環境の設定や次の5段階の関わりを行うことを基本とします。

優先度	関わり方	内 容
1	見守り	すぐに手を出さず、子どもの葛藤の原因を見極め、いつでも援助できるように注視し、見守る。
2	足場かけ	子どもの思いや意志を確認し、状況を整理・確認のうえ、解決策への見通しが持てるように援助する。 (解決策の方向付けはしない)
3	省察・うながし	「どうしたらいいのかな?」、「どうなっているのだろうね?」等と質問し、子ども自身、または友達同士で考えるように仕向ける。
4	誘導	問題の解決を促すヒントを出す。子どもが状況を理解できるような言葉かけを行う。
5	教導	解説や説明を行い、答えを教える。

イ 「自分になる」過程

子どもの発達の姿は、一人に目を向けると、家庭環境や生活経験の違いなどから、発達の歩みは一様ではありません。

本園は異年齢の子どもが集団生活する場ですが、子どもがゆっくりと「自分になる」過程を尊重し、一人一人の発達に配慮した生活ができる環境を作ることを基本とします。

3 本園の教育・保育の目標

(1) 人としての礎を育みます

乳幼児期の教育・保育は、人の生涯に渡る人格形成の礎をつくるものです。

価値観の多様化、時代の移り変わりのスピードの変化など、子どもがこれからの世界で生きのびるためには、今まで以上に人としての力をつけていく必要があると考えます。

本園は、生活を通した豊かな体験、さまざまな人との関わりを通し、次の5つの領域とねらいが相互に関連した活動を総合的に実践することで、人としての礎を育みます。

ア 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

イ 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

オ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

<特に礎として育みたい力など>

① 基本的生活習慣

子どもは、保護者や保育者など特定の大人との愛着関係を通し、食事、排泄や睡眠などの生活リズムを身に着けます。

本園では、保護者と保育者の連携のもと、大人のめいっばいの愛情と子どもとの信頼関係を通し、子どもにふさわしい生活習慣を育みます。

② 自己肯定感

子どもは、「自分は愛される存在である」こと、「自分はやればできる」ことを実感することで、自己肯定感が育まれます。

本園の保育者は、いつでも子どもに愛情を持って適切な援助をすることや、

子どもが自分の力を試しながら、主体的に活動に挑戦できる環境の設定を通して、自己肯定感のある人を育みます。

③ 非認知能力

人の能力には、IQや学力のように数値化できる「認知能力」と前向きな意欲、自尊心、自制心、勤勉性、協調性などのように数値化できない「非認知能力」があります。

非認知能力は、乳幼児期に発達する人としての礎となる能力で、健康、体力、心、学力など、生涯に渡り大きな影響を及ぼすことがわかっています。

本園では、次の3つの非認知能力を育み、小学校以降の生活で育まれる基礎学力や専門知識を活かし、社会参加する人を育みます。

ア 一歩前に踏み出し、失敗しても粘り強く取り組む力

イ 疑問を持ち、考え抜く力

ウ 多様な人と関わりながら、目標に向けて協力する力

④ 人と関わる力

子どもが集団生活する環境は、少子化により家庭や地域で子どもが少なくなつた現代においては貴重です。

子ども同士で「学び合い」、「助け合い」、時には「ぶつかり合い」をする体験や様々な人との関わりを通し、人と関わる楽しさ、葛藤、挫折感などを経験することで「相手の気持ちを思いやる力」、「相手に言葉で伝える力」、「相手の話を聞き、言葉を理解する力」が育まれます。

本園は、子ども同士の関わり、保育者との関わり、地域の人との関わりを通し、人と関わる力を育みます。

(2) 家庭や地域とともに育みます

教育・保育は、家庭や地域の人々の理解と協力があって、その目標が達成されます。

本園は、教育・保育の考え方、日々の子どもの生活など家庭や地域社会の理解と協力が得られるよう情報を発信し、家庭や地域の人々と連携しながら教育・保育を行います。

(3) 市民の子育て力を育みます

子育ては、保護者だけが担うのではなく、地域の人みんなで担うものです。本園は、地域子育て支援拠点事業（愛らんど）などの子育て支援事業を運営し、みんなで育てあう、育ちあう、学びあう場を提供します。

また、認定こども園で培われる教育・保育のノウハウも活用し、地域で子育てする市民の子育て力を育みます。

4 本園の教育・保育の内容に関する全体的な計画

(1) 子どもの発達過程

別紙1（発達のめやす）のとおり

(2) 具体的なねらい及び内容

別紙2（教育・保育課程）のとおり

5 教育時間・保育時間等

(1) 教育週数・教育時間（1号認定）

教育週数 52週

教育時間 5時間（9時00分から14時00分）

一時預かり 最大7時間（7時00分から9時00分、14時00分から19時00分）

閉園日 土曜日、日曜日、夏休み（指定する3日）及び

国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 保育時間等（2号認定及び3号認定）

標準時間 最大11時間（7時00分から18時00分）

短時間 最大8時間（8時00分から16時00分）

延長保育 最大4時間（7時00分から8時00分、16時00分から19時00分）

一時預かり 最大8時間（9時00分から17時00分）

愛らんど 6時間（10時00分から16時00分）

閉園日 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

子どもの発達のめやす

別紙 1

	おおむね0歳	おおむね1歳	おおむね2歳	おおむね3歳	おおむね4歳	おおむね5歳	おおむね6歳
健康	<ul style="list-style-type: none"> 首がすわる (3ヶ月～) (5ヶ月) (6カ月) 寝返り・座る・腹這い・ずり這い・ハイハイ・伝い歩き・歩く 手をみる(2ヶ月～) 目の前にあるものを触る 一時的に便秘・下痢になることもある 離乳食の始まり 手づかみ食べ 排泄したことに気付く おむつが汚れたら泣く おまるに座る 1回の睡眠時間が長くなり、生活リズムができて始める 	<ul style="list-style-type: none"> 歩く 歩行時に交互に腕を振る 階段を一段づつ上る 指先の機能の発達(押す・つまむ・めくる) シールを貼る・粘土をこねる・紙を折る 箸を使う 排泄の意思を伝える トイレで排泄ができる 靴の左右がわかる 	<ul style="list-style-type: none"> 両足ジャンプ 階段の上り下り 指先の機能の発達(押す・つまむ・めくる) シールを貼る・粘土をこねる・紙を折る 箸を使う 排泄の意思を伝える トイレで排泄ができる 靴の左右がわかる 	<ul style="list-style-type: none"> 両足ジャンプ 階段の上り下り 指先の機能の発達(押す・つまむ・めくる) シールを貼る・粘土をこねる・紙を折る 箸を使う 排泄の意思を伝える トイレで排泄ができる 靴の左右がわかる 	<ul style="list-style-type: none"> 全身のパラソスがとれるようになる 縄跳びをとぶ ケンケンパ・かかしのポース(など) スキップをする サッカー・ドッジボール・リレー など 食べ物と体の関係について興味をもつ 排泄の始末ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 全身運動が滑らかで巧みになる ルールのある遊びを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> 健康
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> 特定の大人との情緒的きずなの形成 人見知り・後追いが激しくなる あやすと笑ったり視線が合うようになる 身近な人に興味をもつ 探索活動 	<ul style="list-style-type: none"> 自己主張のばじまり うがい (ブクブク) → ガラガラ 簡単な決まりや約束を守る 良いこと悪いことに気付く 気持ちを抑え我慢できる 仲間意識と役割分担 感謝の気持ちを持つ 人の役に立つことに喜びを感じる 一人遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 自己主張のばじまり うがい (ブクブク) → ガラガラ 簡単な決まりや約束を守る 良いこと悪いことに気付く 気持ちを抑え我慢できる 仲間意識と役割分担 感謝の気持ちを持つ 人の役に立つことに喜びを感じる 一人遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 自己主張のばじまり うがい (ブクブク) → ガラガラ 簡単な決まりや約束を守る 良いこと悪いことに気付く 気持ちを抑え我慢できる 仲間意識と役割分担 感謝の気持ちを持つ 人の役に立つことに喜びを感じる 一人遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 自己主張のばじまり うがい (ブクブク) → ガラガラ 簡単な決まりや約束を守る 良いこと悪いことに気付く 気持ちを抑え我慢できる 仲間意識と役割分担 感謝の気持ちを持つ 人の役に立つことに喜びを感じる 一人遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な物や場所がわかり、安全に気をつけて遊ぶ 自立心が高まる 共同的な活動を楽しめる 仲間意識と役割分担 感謝の気持ちを持つ 人の役に立つことに喜びを感じる 一人遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係
環境	<ul style="list-style-type: none"> * 欲しいものを見る (3カ月～) 心地よい環境がわかり喜ぶ (沐浴時・散歩時等) 	<ul style="list-style-type: none"> 散らかす動作がさかんになる 好きな玩具や遊具で遊ぶ 簡単な片付けをする 身近な物を大切に使う 好奇心や探究心が高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 自分のマーク・持ち物がわかる 自分のもの、他人のものに気付く 身近な物を大切に使う 自然など身近な環境に関心を持つ 自然物を取り入れて遊ぶ 数量や図形などに関心を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 自分のマーク・持ち物がわかる 自分のもの、他人のものに気付く 身近な物を大切に使う 自然など身近な環境に関心を持つ 自然物を取り入れて遊ぶ 数量や図形などに関心を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 自分のマーク・持ち物がわかる 自分のもの、他人のものに気付く 身近な物を大切に使う 自然など身近な環境に関心を持つ 自然物を取り入れて遊ぶ 数量や図形などに関心を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 自分のマーク・持ち物がわかる 自分のもの、他人のものに気付く 身近な物を大切に使う 自然など身近な環境に関心を持つ 自然物を取り入れて遊ぶ 数量や図形などに関心を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 環境
言葉	<ul style="list-style-type: none"> 人の声に反応して追視する ア－ウ－と声を出す 声を出して笑う 快、不快を声にだして表現する 	<ul style="list-style-type: none"> ハイハイ、バチバチがわかる おうむ返し 名前を模倣しようとする 名前を呼ばれたら返事をする 「まんま」など意味のある言葉を発する子もいる 	<ul style="list-style-type: none"> 友だちや保育者との会話を楽しむ 思いを言葉で伝えようとする 会話の成立 なぜ? どうして? の質問が多くなる 言葉遊びを楽しむ(しりとりなど) 絵本の内容がわかり楽しく聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 友だちや保育者との会話を楽しむ 思いを言葉で伝えようとする 会話の成立 なぜ? どうして? の質問が多くなる 言葉遊びを楽しむ(しりとりなど) 絵本の内容がわかり楽しく聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 友だちや保育者との会話を楽しむ 思いを言葉で伝えようとする 会話の成立 なぜ? どうして? の質問が多くなる 言葉遊びを楽しむ(しりとりなど) 絵本の内容がわかり楽しく聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 友だちや保育者との会話を楽しむ 思いを言葉で伝えようとする 会話の成立 なぜ? どうして? の質問が多くなる 言葉遊びを楽しむ(しりとりなど) 絵本の内容がわかり楽しく聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉
表現	<ul style="list-style-type: none"> 泣いたり笑ったり怒ったりする 感情が豊かになる 気に入らないと激しく泣くこともある 	<ul style="list-style-type: none"> 手遊びを楽しむ 歌に合わせて体を動かす おままごと・見立て遊び 積み木を並べる クレヨン画 等 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽に合わせて体を動かす (リズム・体操) ブロックで遊ぶ のりやはさみを使う 折り紙遊び 丸を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽に合わせて体を動かす (リズム・体操) ブロックで遊ぶ のりやはさみを使う 折り紙遊び 丸を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽に合わせて体を動かす (リズム・体操) ブロックで遊ぶ のりやはさみを使う 折り紙遊び 丸を描く 	<ul style="list-style-type: none"> 楽器遊びを楽しむ ごっこ遊びを楽しむ (お店屋さんごっこ、おままごと など) 劇遊び・オペレッタ ぬり絵、うつけいなどを楽しむ 鉛筆を使い書くことに興味を持つ (お手紙ごっこ) 	<ul style="list-style-type: none"> 表現

ねらい	おおむね6ヶ月未満	おおむね6ヶ月から1歳3ヶ月未満	おおむね3歳	おおむね4歳	おおむね5歳	おおむね6歳
心と体の健康	<ul style="list-style-type: none">・保育者等や友達と触れ合い、安定感を持つて生活する<ul style="list-style-type: none">・進んで戸外で遊ぶ・保育者等や友達と食べることを楽しむ・いろいろな遊びの中で十分に体を動かす・健康・安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける	<ul style="list-style-type: none">・保育者等や友達と触れ合い、安定感を持つて生活する<ul style="list-style-type: none">・進んで戸外で遊ぶ・保育者等や友達と食べることを楽しむ・いろいろな遊びの中で十分に体を動かす・健康な生活のリズムを身につける	<ul style="list-style-type: none">・様々な活動に親しんで取り組む・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする・園生活の仕方を知り、自分から進んで行動する・自分の健康に関心を持ち、病気の予防等に必要な活動を進んで行う・地域の生活に興味や関心を持ち保育所内外の行事などに喜んで参加する・危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する	<ul style="list-style-type: none">・様々な活動に親しんで取り組む・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする・園生活の仕方を知り、自分から進んで行動する・自分の健康に関心を持ち、病気の予防等に必要な活動を進んで行う・地域の生活に興味や関心を持ち保育所内外の行事などに喜んで参加する・危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する	<ul style="list-style-type: none">・様々な活動に親しんで取り組む・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする・園生活の仕方を知り、自分から進んで行動する・自分の健康に関心を持ち、病気の予防等に必要な活動を進んで行う・地域の生活に興味や関心を持ち保育所内外の行事などに喜んで参加する・危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する	<ul style="list-style-type: none">・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする・園生活の仕方を知り、自分から進んで行動する・自分の健康に関心を持ち、病気の予防等に必要な活動を進んで行う・地域の生活に興味や関心を持ち保育所内外の行事などに喜んで参加する・危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する
人とのかかわり	<ul style="list-style-type: none">・安心できる保育者等との関係の中で、身近な大人や友達に関心を持ち、遊んだり親しみをもち、遊んだり親しみをもち、遊んで自ら関わろうとする・保育者等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう・自分でできることは自分でする	<ul style="list-style-type: none">・安心できる保育者等との関係の中で、身近な大人や友達に関心を持ち、遊んだり親しみをもち、遊んで自ら関わろうとする・保育者等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう・自分でできることは自分でする	<ul style="list-style-type: none">・よいことや悪いことがあることに気付く、考えながら行動する・身近な友達との関わりを深め、異年齢の友達などに思いやりや親しみを持つ・友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付く、守ろうとする・友達のよさに気付く、一緒に活動する楽しさを味わう・自分で考え、自分で行動する・共同の遊具や用具を大切にし、みんまで使う・自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く・友達と関わりながら喜びや悲しみを共感し合う・友達と一緒に活動する中で協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ・高齢者を始め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ	<ul style="list-style-type: none">・よいことや悪いことがあることに気付く、考えながら行動する・身近な友達との関わりを深め、異年齢の友達などに思いやりや親しみを持つ・友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付く、守ろうとする・友達のよさに気付く、一緒に活動する楽しさを味わう・自分で考え、自分で行動する・共同の遊具や用具を大切にし、みんまで使う・自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く・友達と一緒に活動する中で協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ・高齢者を始め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ	<ul style="list-style-type: none">・よいことや悪いことがあることに気付く、考えながら行動する・身近な友達との関わりを深め、異年齢の友達などに思いやりや親しみを持つ・友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付く、守ろうとする・友達のよさに気付く、一緒に活動する楽しさを味わう・自分で考え、自分で行動する・共同の遊具や用具を大切にし、みんまで使う・自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く・友達と一緒に活動する中で協力して物事をやり遂げようとする気持ちを持つ・高齢者を始め地域の人々など自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみを持つ	<ul style="list-style-type: none">・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする・園生活の仕方を知り、自分から進んで行動する・自分の健康に関心を持ち、病気の予防等に必要な活動を進んで行う・地域の生活に興味や関心を持ち保育所内外の行事などに喜んで参加する・危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する
環境とのかかわり	<ul style="list-style-type: none">・自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ・園内外の行事などに喜んで参加する・安心できる人や環境の中で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする・身近な物を大切にする	<ul style="list-style-type: none">・自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ・園内外の行事などに喜んで参加する・安心できる人や環境の中で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする・身近な物を大切にする	<ul style="list-style-type: none">・季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く・生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ・身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ・身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり味わうなどして生命の尊さに気付く・日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ・自然の大きさ、美しさ、不思議などに気付く・生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心を持つ	<ul style="list-style-type: none">・季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く・生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ・身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ・身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり味わうなどして生命の尊さに気付く・日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ・自然の大きさ、美しさ、不思議などに気付く・生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心を持つ	<ul style="list-style-type: none">・季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く・生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ・身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ・身近な動植物に親しみをもち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり味わうなどして生命の尊さに気付く・日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ・自然の大きさ、美しさ、不思議などに気付く・生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心を持つ	<ul style="list-style-type: none">・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする・園生活の仕方を知り、自分から進んで行動する・自分の健康に関心を持ち、病気の予防等に必要な活動を進んで行う・地域の生活に興味や関心を持ち保育所内外の行事などに喜んで参加する・危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する
言葉の育ち	<ul style="list-style-type: none">・保育者等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもち、話したりする・絵本や物語などに親しむ・親しみをもち、日常のあいさつをする	<ul style="list-style-type: none">・保育者等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもち、話したりする・したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分らないことを尋ねたりする・したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する・生活の中で必要な言葉が分かり、使う・絵本や物語などに親しむ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう・生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く・絵本や物語などに親しむ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す・いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする・日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう				
表現する力	<ul style="list-style-type: none">・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ・生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ	<ul style="list-style-type: none">・生活の中で様々なものに心をとめ、気付いたり感じたりするなどして楽しむ・音楽に親しみ、歌を歌ったり、楽器などで楽しさを味わう・いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ・描いたり、作ったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする・自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じる楽しさを味わう	<ul style="list-style-type: none">・生活の中で様々な体験を通して、イメージを豊かにする・感動したことを伝え合う楽しさを味わう・感じたこと、考えたことなどを自由に表現する・いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ・描いたり、作ったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする・自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じる楽しさを味わう	<ul style="list-style-type: none">・生活の中で様々な体験を通して、イメージを豊かにする・感動したことを伝え合う楽しさを味わう・感じたこと、考えたことなどを自由に表現する・いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ・描いたり、作ったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする・自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じる楽しさを味わう	<ul style="list-style-type: none">・生活の中で様々な体験を通して、イメージを豊かにする・感動したことを伝え合う楽しさを味わう・感じたこと、考えたことなどを自由に表現する・いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ・描いたり、作ったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする・自分のイメージを動きや言葉などで表現し、演じる楽しさを味わう	<ul style="list-style-type: none">・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする・園生活の仕方を知り、自分から進んで行動する・自分の健康に関心を持ち、病気の予防等に必要な活動を進んで行う・地域の生活に興味や関心を持ち保育所内外の行事などに喜んで参加する・危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する

《教育・保育の実施上の配慮事項》

- 満1歳未満の園児の保育に関する配慮事項**
 - 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、園児一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行う。
 - 園児一人一人の発育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者等が応答的にかわるよう努める。
 - 乳児期の園児の保育に関する職員間の連携や学校医との連携及び安全に関する配慮事項を踏まえ、適切に対応する。
栄養教諭や栄養士等、養護教諭や看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図る。(平成26年4月30日告示 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章の第3の5参照)
 - 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努める。
 - 担当の保育者等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応する。
- 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項**
 - 特に感染症にかかりやすい時期であるため、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。
 - 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、園児一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重する。
 - 探索活動が十分出来るように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れる。
 - 園児の自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者等が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達とのかわり方を丁寧に伝えていく。
 - 情緒の安定を図りながら、園児の自発的な活動を促していく。
 - 担当の保育者等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応する。
- 満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項**
 - 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮する。
 - 園児の情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮する。
 - 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くようにする。
 - けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮する。
 - 生活や遊びを通して、きまりがあることの大切さに気付く、自ら判断して行動できるよう配慮する。
 - 自然と触れ合う中で、園児の豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然とのかかわりを深めることができるよう工夫をする。
 - 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、園児の話し掛けに応じるよう心掛け、また、園児が仲間と伝え合ったり、話し合ったりすることの楽しさが味わえるようにする。
 - 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意する。

(あて先)横須賀市民生局福祉こども部保育園再編担当

(メール : cw-hw @city.yokosuka.kanagawa.jp)

田浦保育園現園舎、移転先用地（田の浦公園）見学会 申込書

法人名 _____ 担当者名 _____

所在地 〒 _____

電話 _____ () _____ FAX _____ () _____

令和6年7月中で、ご希望の日時を希望順に5つまでご記入ください。

① 月 日 () 時 分 ~	④ 月 日 () 時 分 ~
② 月 日 () 時 分 ~	⑤ 月 日 () 時 分 ~
③ 月 日 () 時 分 ~	

当日の参加者のお名前（肩書）

1人目 _____ () 2人目 _____ ()

3人目 _____ ()

※ 申込みは、応募資格のある法人に限ります。

※ 会場の都合上、3名以内でお願いいたします。

※ ご希望をもとに日程の調整を行い、2開庁日以内に見学日時をEメールでご連絡いたします。
受付の返信がない場合は、横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（電話：046-822-9002）
までご連絡ください。

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課

公立保育園再編担当 宛

(メール : cw-hw @city.yokosuka.kanagawa.jp)

質 問 用 紙

(田浦保育園移管法人募集)

送信年月日	令和 年 月 日	
法人名		
担当者名		
連絡先	電話	()
	F A X	()
質問内容		

- ※ 募集・応募に関する質問については、原則として書面で受け付けます。8月9日(金)17時までには本書類をメールの添付ファイルにてお送りください。
- ※ 受け付けた質問については、原則として2開庁日以内に質問者に直接回答し、すべての質問の回答を横須賀市ウェブサイト内「公立保育園の民間移管について」にて随時公開いたします。ただし、質問者が容易に推定できる質問や募集要項等に明確に記載してある事項に関する質問については公開しない場合があります。